

投票數の増減を明にし得ざる場合

(5)、投票所の設備不完全で投票の秘密を保ち得ざる場合

(6)、二つ以上の再選舉又は補闕選舉を同時に行ふ場合、一の選舉に合併せず、各分離して行つた場合

(7)、選舉を行うべからざる時に選舉が執行された場合

(8)、議員候補者届出の受理又は其拒絶に違法ある場合

(9)、投票用紙の紙質粗悪で記載文字を透視し得るものを用ゐたる場合

(10)、投票立會人其資格なく、投票管理者を缺き、投票立會人其成規の數を缺く場合

(11)、投票、投票函の管理、保存に違法ありたる場合

大様右の如き場合に行はれた選舉の全部又は一部が、法の規定に違反し、選舉の結果に異動を及す虞あるものとして、無効となり得るのである。

選舉の一部無効とは、或る投票區、投票分會、又は開票區、開票分會の選舉のみが無効となる

を云ひ、全部無効とは、一選舉區に於る選舉が無効たるを謂ふ。

ところが府縣制第三五條但書、市制三五條但書、町村制第三二條但書、に於ては「當選ニ無効ヲ生ズルノ虞ナキ者ヲ區分シ得ル時ハ其者ニ限り當選ヲ失フ事ナシ」と規定し、選舉の全部が無効なるに拘らず、有効に當選人たる者もあり得るといふ變珍奇な結果が生ずる事を注意すべきである。

第二項 出訴手續

(一) 出訴權者又は異議申立人

衆議院にありては、選舉人又は議員候補者であり、府縣會にありては、選舉人、議員候補者又は府縣知事及選舉長であり、市町村會にありては、選舉人、市町村長、府縣知事である。

選舉法に所謂選舉人とは、府縣制、市制、町村制に所謂選舉人と同様に解すべく、名簿登錄要件住所要件を具備した選舉權者を謂ひ、又判例によれば、選舉人とは當該選舉區の選舉人を限り選舉の當時及出訴の當時、選舉人たる資格を有する者を意味する。

(二) 出訴

衆議院選舉の選舉訴訟は一番且終審で、選舉の日より三十日以内に、選舉長を被告として、大審院に出訴せねばならぬ。

(三) 異議の申立

府縣會の選舉訴訟は二審で、選舉の日より十四日以内に、府縣知事に申立つべく、市町村會の其は三審で、選舉の日より七日以内に、市町村長に申立てねばならぬ。又府縣知事も當選人決定の報告を受けた日より、府縣會の選舉に對しては、三十日以内に、市町村會の其にありては二十日以内に府縣參事會の決定に附し得るのである。

(四) 異議の決定

府縣會選舉にありては、府縣知事は選舉人より異議申立ありたる日より七日以内に、之を府縣參事會の決定に附し、府縣參事會は、其送附を受けた日より十四日以内に之を決定せねばならぬ

又、市町村會の選舉にありては、市町村長は七日以内に町村會の決定に附し、市町村會は、其送附を受けた日より十四日以内に之を決定すべく、府縣參事會は府縣知事よりの異議を決定せねばならぬ。若し府縣參事會の決定あるときは、同一事件に付選舉人よりの異議の申立及市町村會の決定は無効となる。

(五) 訴願及訴訟

府縣會選舉にありては、府縣參事會の決定に不服ある選舉人、府縣知事、選舉長は行政裁判所に出訴する事が出来る。

市町村會選舉にありては、町村會の決定に不服ある選舉人、市町村長は府縣參事會に訴願し得べく、府縣參事會の裁決又は決定に對し不服ある選舉人、市町村長、府縣知事は行政裁判所に出訴し得るのである。

かくして總てが解決する。

第三節 當選訴訟

當選訴訟は、「當選の効力」に關する訴訟で、當選人の決定の誤りを主張し、當選を失ひたる者即當選する事能はざりし者が自己を當選人だと主張して提起する訴訟である。

又選舉訴訟が選舉手續の全部又は一部の無効を主張するに對し、當選訴訟は選舉手續の有効なる事を前提として、只當選人決定行為の全部又は一部の無効を主張するものである。

分り易く言へば、選舉訴訟は選舉其ものを無効とし、當選訴訟は當選の結果が正當じやない、間違つてゐるとするものである。だから兩者は其目的が同じではないが其根據となる理由の内容に於ては、兩者に共通なる場合が少くない。例へば、選舉手續の正當に行はれなかつたこと、或は、投票の有効無効とか、いふことは選舉訴訟の理由たると同時に當選訴訟の理由ともなる。併し選舉手續其ものが無効とせらるれば選舉其ものが無効となるから、當選訴訟は其在存の理由を失ひ、當選訴訟など、する必要がなくなるのである。

だから選舉法第八二條第二項に於て「當選訴訟ニ於テモ其選舉ガ選舉ノ規定ニ違反スルコトアル時ハ選舉ノ結果ニ異動ヲ及ボス虞アル場合ニ限り裁判所ハ其選舉ノ全部又ハ一部ノ無効ヲ判決スベシ」と規定し兎も角、先決問題を解決して然る後、當選訴訟を審理すべき必要を認めしたのである。

第一項 誤れる當選人決定

(一) 投票の効力の決定に誤りがあつた場合

開票管理者は顯在的瑕疵があるときは之を無効とすべきに拘らず之を有効とし、或は有効なる投票を無効とした場合である。

(二) 投票に潜在的瑕疵があつた場合

之は開票管理者が審査し得ず、其爲裁判所で之を審査し確認して其投票を無効とする。そして其無効とされた投票の總數が、最下点當選者の得票數と次点者の得票數の差より多い時

は、當選の結果に異動を及す事となる。所が、次点者の得票数と無効とされた投票の總数との和より一票でも多くの得票数ある當選人は、こんな無効投票があつても、別に其當選に異動を來す虞れがあるわけではないから、當選を失はないのである。

然るに行政裁判所は、投票に潜在的瑕疵ある場合は常に選挙訴訟となる。そして當選の結果に異動を及ぼす虞れある時は選挙の全部又は一部の無効を來す、と解釋して一律に當選人の當選を失はしめつゝある。

之は明かに不當極る解釋だから、大正十五年の地方制改正に當り、府縣制第三五條、市制第三五條、町村制第三二條に於て「選挙ノ規定ニ違反スルコトアルトキハ選挙ノ結果ニ異動ヲ生ズルノ虞レアル場合ニ限り其選挙ノ全部又ハ一部ヲ無効トス」と規定して、選挙手續に違法があり其全部又は一部を無効とする場合でも、「但シ當選ニ異動ヲ生ズルノ虞ナキ者ヲ區分シ得ルトキハ其者ニ限り當選ヲ失ワコトナシ」と規定するの已むなきに立至つたのである。即、選挙は全部無効でも當選を失はない者もあるといふ、筋の通らぬものが出來上つたのである。之だから法律はむづかしい。

(三) 投票の計算に誤りがあつた場合

(四) 投票の拒否が違法に行はれた場合

之は若し違法に拒否されなければ、當然有効なる投票をなし得たものであるが、誰に投票をなすべかりしかは不明だから、(二)の場合と同様になる。併し行政裁判所は之も選挙訴訟の原因となると解釋するもの如くである。

(五) 投票所開閉の時間に違法があり、其に基く投票数の増減が判明せる場合

之も(二)の場合と同様になる。若し、投票数の増減が判明せぬ場合は選挙訴訟の原因となる。併し行政裁判所は一律に選挙訴訟の原因となると解釋する。

(六) 無投票當選に於て、或は當選人の更正補充に際し、或は選挙期日後、被選挙權なしと誤つて認定された場合

之は被選挙權なしと認められた爲、當選人たり得べきものが、當選を失つた場合である。

大体以上の場合に當選訴訟を提起し得るのである。かくして當選人の決定が誤りだつたと確定すれば再選舉をするか、直ちに選舉會を開いて當選人を決定するかせねばならぬのである。

第二項 出訴手續

(一) 出訴権者又は異議申立人

衆議院選舉にありては、當選を失ひたる者、即當選人たり得べかりしに拘らず當選人たり得ざりし者である。普通には所謂落選者である。

府縣會、市町村會にありては、選舉訴訟の場合と同様である。

(二) 出訴期間

衆議院選舉の當選訴訟も亦一審且終審で、選舉長が當選人の氏名を、又は當選人なき時は其旨を告示した日から三十日以内に當選人を被告として大審院に出訴すべく、法定得票に達したりと

の理由、被選舉權の有無を理由とするにより出訴する時は選舉長を被告とする。

府縣會選舉にありては當選告示ありたる日より十四日以内に、府縣知事に異議を申立つべく、

市町村會選舉にありては同じく七日以内に、町村長に申立てねばならぬ。

其他異議の決定、訴願及訴訟、總て選舉訴訟と同様である。

第四節 當選無効請求訴訟

當選無効請求訴訟とは、選舉法違反の不正な選舉運動を爲す事によつて、當選を贏ち得た者の當選の無効を一般訴訟人に請求せしめ、以て選舉界の廓清を期すべく不正當選者に科する制裁的訴訟である。

選舉法第八四條、府縣制第三四條ノ二、市制第三九條ノ二の規定により、衆議院、府縣會、勅命を以て指定する市の市會議員の選舉にのみ存在する。

第一項 選舉法違反に對する制裁と當選無効

選舉法は種々の罰則を規定し、刑事犯罪として之を處斷して居る。其中

- (1) 當選人又は議員が其選舉に關し罰則の罪を犯し刑に處せられたるとき（選舉法一三六條）
- (2) 當選人又は議員の爲に支出された選舉運動費用が法定制限額を超過したとき

（選舉法第八四條第一項）

- (3) 選舉事務長が、投票買収、利害關係誘導等一定の選舉法上の破廉耻罪を犯し刑に處せられたとき

（選舉法第八四條第二項）

等の場合には制裁として當選無効を來すものとする。殊に(1)の場合には刑事訴訟手續により、檢事の職權を以て之を起訴し、刑の確定と同時に當然當選が無効となるに拘らず、(2)、(3)の場合には民事訴訟の手續により、選舉人又は議員候補者の出訴を待つて之を審理し、然る後當選無効を判決すべしとする。

此民事訴訟手續によるもの、即當選無効請求訴訟である。

此訴訟の内容となる、當選無効に關する第一一〇條、第一三六條には、各其但書に於て、免責條件を附してゐる。之を連座規定と云う。連座規定は税法等に多く發見さるゝもので、普通使用人の爲せる不法行爲に關し、其雇主が、當然處罰を受け、雇主の故意過失を問はないものである。ところが選舉法の連座規定は、當選人の過失に對し其責任を問ふものである。勿論其は法違反に對する制裁である。制裁は當選無効である。其は當選人又は議員たるの地位を剝奪する事である。明かに舊刑法の剝奪公權、停止公權と同じく、一種の名譽刑である。名譽刑は刑罰である。刑罰は刑事訴訟手續により刑事裁判所の科すべきものである。然るに選舉法は民事訴訟手續により、民事裁判所に於て刑罰を科せんとする。而も一方に於て罰則の罪を犯し刑に處せられた場合には刑事訴訟手續により、其刑の確定あれば當然當選無効を來さしめ、事實に於て名譽刑を併科しつつある。

首尾一貫せざる事概ねかくの如し。

選舉法は、曩に本來行政訴訟たるべき選舉訴訟、當選訴訟を司法裁判所の管轄とし、今亦本來刑事訴訟たるべきものを民事裁判所に屬せしめんとする。餘程民事訴訟が好きと見える。悪い癖

ではある。

實際から云つても、連座規定によりどちらが連座されて居るのか知れたものでなく、免責條件なんて選挙事務長が當選人の罪を引つかぶつたらそれ切りの話し、選挙運動費用の超過は、大部分買収や饗應に原因する事は知る人ぞ知る。こんなものを民事訴訟手續により選挙人の出訴を待つて、ポツ／＼やらうなんて生ぬるい考へ方が第一氣に喰はぬ。七面倒臭い取締規定を作つて、小さい魚のみあさり廻り、吞舟の魚はそつと逃がさうといふのだから結構な話しである。選挙人も餘程用心して材料を整へ、今度こそ、今度こそと、ひつかける覺悟でなければ、とても此訴訟で勝てる見込はない。

第二項 訴訟の種類と出訴手續

- (一) 議員候補者の爲支出せられたる費用が法定制限額を超過する場合である。
但し議員候補者及推薦届出者が、選挙事務長又は之に代りて其職務を行う者の選任及監督に付

「相當ノ注意」を爲し、且選挙事務長又は之に代りて其職務を行う者に於て、選挙運動の費用の支出に付「過失ナカリシ時」は此限りに非ず。

右の中「相當ノ注意」とは、民法等にいふ「善良ナル管理者ノ注意」であり、「過失ナカリシ」とは「不可抗力」を謂ふと解する。即「社會通念よりして相當なる知識、經驗、誠意を有するものとさるゝ者の普通に用ゆる程度の注意」を缺かず、尙其に加へて費用超過は「不可抗力」による場合のみ免責さるゝのである。

この規定により當選無効を請求せんとする選挙人又は議員候補者は當選人を被告として當選人の氏名が告示された日から、三十日以内に、衆議院にありては大審院に、府縣會、勅令を以て指定する市にありては控訴院に出訴し、若し其判決に不服あるときは大審院に上告せねばならぬ。

- (二) 「選挙事務長第二百一十條又ハ第一百三條ノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル時」である。
但し、選挙事務長の選任及監督に付相當の注意を爲したるときは此限りに非ず。

以上の但書は當初政府の原案になかつたのを、衆議院が反對して附加したと云はれる。賢明なる既成政治家諸公は都合の悪い事はよく御存じである。古事來歴かくの如し。後は云はぬが花である。

此規定により争はんとする選舉人又は議員候補者は、當選人を被告とし、其選舉事務長に對する有罪の判決が確定した日から三十日以内に、衆議院にありては大審院に出訴し、其他にありては控訴院に出訴し、大審院に上告するのである。

かくして、原告たる選舉人が訴訟に勝てば、被告たる當選人又は議員は其地位を失ふのである併し、議員の當選無効の場合でも、議員の補充として取扱はず、當選人補充の問題として之を取扱ふ事になつて居る。選舉法にも、單に「當選人」と云ひ「當選人又は議員」と規定せざりし所以である。

第三項 保証金

民事裁判所の管轄に屬する選舉に關する訴訟の中、名簿に關する訴訟を除き、總て三百圓又は

之に相當する額面の國債証書を保証金として供托せねばならぬ。此保証金は若し原告敗訴して、裁判確定の日より七日以内に、裁判費用の完納が出来ない時、其費用に當てられ、足らざる時は追徴される。即衆議院選舉にありては、選舉訴訟、當選訴訟、當選無効請求訴訟、府縣會、勅令を以て指定する市の選舉にありては、當選無効請求訴訟のみ、保証金を必要とするのである。之は民事訴訟の性質上已むを得ずとするも、可成り、訴訟提起に不便であり、此丈でも、選舉に關する訴訟を民事裁判所で取扱う事が如何に不合理なるか、蓋し思ひ半ばに過ぐるものがあらう

第二編 選舉運動の表裏

第一章 序 説

第一節 選舉運動に關する法令

選舉運動に關する法令は次の如し。

- (1) 衆議院議員選舉法第十章乃至第十三章……法律
- (2) 全施行令第八章第九章第十一章第十二章……勅令
- (3) 全施行規則第十二條……内務省令
- (4) 選舉運動の爲にする文書圖畫に關する件……内務省令
- (5) 地方議會の選舉運動の爲にする文書圖畫に關する件……内務省令
- (6) 府縣制第三十九條第四十條……法律

- (7) 市制第十九條ノ二、第三十九條ノ三、第四十條……法律
- (8) 町村制第三十六條ノ二、第三十七條……法律
- (9) 府縣制施行令第二章……勅令
- (10) 市制町村制施行令第四章……勅令
- (11) 選舉無料郵便規則……逓信省令

右の法令規則に基き、更に足らなければ、刑法、治安警察法、警察犯處罰令等を適用して、衆議院、府縣會、市町村會の選舉運動が制限され、保護され、制裁を受け、取締まれる。其目的は云はずと知れた選舉の廓清であり、自由公正である。此の蜘蛛の巢の如く、霞網の如き法網を中心として、捕へんとする者、逃れんとするもの、此チャンバラ劇のシーンこそ選舉期間であり夜盜の如く法網をくぐり、夜伺の如く穴探しに暗中飛躍するもの、即政治屋であり、捕へんとし得ず、さらぬだに劇務の中を、日夜寢食を忘れ、只奔命に疲れるもの即我親愛なる警察官である。かくしてスクリーンのタイトルに曰く。

「エホバ今汝等に告ぐ。強き者は強く、弱き者は弱し。心正しき者は敗れ、心よこしまなる者は勝つべし。汝思ひ惑ふ事勿れ」と。

果して選舉界の革正は期し得られたであらうか。選舉運動全十一卷の終りである。

第二節 選舉運動の期間

選舉運動の期間は即選舉期間である。

何人と雖、選舉期日の公布又は告示ありたる後に非れば選舉運動を行う事を得ず、選舉期日即投票期日を以て、選舉運動を終止せねばならぬ。

之は何も選舉法に規定がないので、疑へば疑へ得るけれども、選舉期間内でなければ、議員候補者も法定選舉運動者もあり得ないし、選舉運動費用制限の趣旨に照し、且現行選舉法により初めて詳細なる取締法規を作り、選舉の廓清を期せんとした、法本來の精神より見て、かくあるべきが當然でなければならぬ。

然るに、既述の如く昭和五年七月十九日、何を血迷つてか、大審院第三刑事部が宇都宮地方裁判所の判決を支持して、判例を下し、此選舉期間、選舉運動、選舉費用の制限等に關する法の規定を大半無意義に歸せしめ、反對に、議員候補者、選舉事務長の立候補届出前に於る演説又は推薦状による選舉運動の費用が、法定選舉運動費に加算さるゝかどうか、將來議員候補者又は選舉事務長となるべきものと思を通じてなしたる演説又は推薦状による選舉運動の費用が、法定選舉運動費に加算さるゝかどうか、其他自己推薦状を推薦状と看做すや否や等々に關し、多くの疑問を投げ與へて、實際取締の任に當る内務省、司法省は元より全國幾十萬の警察官に意外な頭痛の種を提供したのである。

幸ひ昭和六年秋を期して施行さるゝ全國三十八府縣の府縣會議員總選舉を前にし、急速に内務司法兩省の方針決定し、後述の如く、各種の疑問にも一應の解釋を確定し得た事は、誠に賞すべき限りである。併し、選舉法本來の精神よりすれば、あく迄、選舉期間内に於てのみ選舉運動は許さるべく、立候補届出によつてのみ、合法的に選舉運動をなし得るとする内務司法兩省の行政解釋を以て正當とせねばならぬ。だから、選舉法改正迄、少くとも既成政黨の間に於て協定を遂

げ、眞の正しき法の解釋たる從來の行政解釋に基き、公正なる選舉運動をなすの誠意と雅量を示すべく既成政黨に期待すると共に、大審院の判例をいゝ事にして、チヨカチヨカ飛び出すあわて者や、火事泥的候補者には不投票同盟を結んで、片ツ端から落選せしめ、供託金を沒收してやる國民の覺悟こそ、目下の急務でなければならぬ。

とも角、昭和五年七月十九日、其は支那の國辱記念日の如く、法官の馬鹿さ加減を冷笑する記念日となり、永く選舉法史上の一挿話として残るであらう。

第三節 選舉運動をなし得る者

衆議院、府縣會、勅令を以て指定する市の議員選舉に於ては、其他の市町村と異り、選舉運動を爲し得る者の資格と數を制限し、選舉事務長、選舉委員、選舉事務員を公認し之を法定運動者とし、原則として法定運動者のみ適法に選舉運動をなし得るものとした。(法九六條)之に反すると一年以下の禁錮又は五百圓以下の罰金だ。

普通の市町村議員選挙に於ても、選挙事務員が事實上存在するが、其は法により公認されたものでないから、茲に謂ふ選挙事務員等ではない。故に、うっかり報酬等貰ふと早速捕縄がかかるから注意すべきである。

第一項 選挙事務長

選挙事務長は選挙運動の元締めで、選挙事務員、選挙委員を任免し、選挙事務所を設置廢止し選挙運動の費用を支出する等選挙運動に關する限り、伊太利のムツソリニ、そつちのけの獨裁的中心機關である。其だけ責任も頗る重大である。

(一) 議員候補者は必ず一名且一名限り選挙事務長を選任せねばならぬ。候補者自身になる事も出来るし、又推薦届出者が候補者の承諾を得て選任し又自ら選挙事務長となつてもよい。併し、推薦届出者が議員候補者の承諾を得ずして勝手に選挙事務長を選任したる場合は、候補者は之を

解任する事が出来る。

(二) 選任するには、相手方即選挙事務長の承諾を必要とせず、只選挙區の全部又は一部を管轄し、且選挙區内にある警察官署に届出で、若し其選挙區内に警察官署がなければ、其選挙區の全部又は一部を管轄する警察官署へ選任した旨を届出ればよい。届出を怠ると百圓以下の罰金だ。

(三) 選任に其承諾を必要とせないのだから、選挙事務長は何時でも、理由あると否とを問はず文書を以て候補者又は選任者に通知することによつて、辭任する事が出来る。

(四) 候補者又何時でも、文書を以て通知する事により、選挙事務長を解任する事が出来る。

(五) 事故死亡等に依る異動は、其度毎に必ず届出を要する。

(六) 選挙事務長は故障があれば選任者、選任者又故障あれば候補者が其職務を代つて行ふ。之も必ず届出を要する。

(七) (五)と(六)の届出を同時にせねばならぬ時でも、何れか一方を省略する事は出来ない。

又届出を怠れば百圓以下の罰金に處せられる。

- (八) 選舉事務長は届出する事によつてのみ選舉運動をなし得るのである。但し反對の解釋もある。
- (九) 選舉事務長が選舉權を有せざる時、又は選舉事務に關係ある官吏、吏員たるときは、地方長官より解任又は退任を命ぜらる可く、若し此命令に従はざる時は、一年以下の禁錮又は五百圓以下の罰金に處せらる。

第二項 選舉委員及選舉事務員

選舉委員と選舉事務員の間には根本的の相違はない。只選舉委員は選舉運動に關し、實費の辨償を受け得るのみたるに反し、選舉事務員は實費以外に報酬を受け得る点が異なる。又兩者の區別は、選舉事務長が選舉委員の名義で選任したか、選舉事務員の名義で選任したか、といふ形式だけの問題である。併し大体に於て選舉委員は運動の樞機に與り、選舉事務員は實務に當ると云ひ得る。

- (一) 選舉委員、選舉事務員は一人もなくともよい。
- (二) 設くるとせば、頭數に於て衆議員は五十人、府縣會は二十人又は十五人、勅令を以て指定する市會は十五人又は十人を超ゆる事は出来ない。併し兼任等を數へて延人員が超過しても差支へない。(第四節参照)
- (三) 必ず選舉事務長のみが選任せねばならぬ。之に反すると六月以下の禁錮又は三百圓以下の罰金になる。
- (四) 選舉委員、事務員は文書を以て選舉事務長に通知する事により辭任し得ると共に、選舉事務長は之を解任する事が出来る。
- (五) 右の異動があれば選舉事務長は、辭任又は解任を本人に通知した旨の證憑書類を添へた文書を以て、同じ警察官署へ届出でねばならぬ。
- (六) 選舉委員、事務員は、選任せれると同時に法定選舉運動者となり得るから、選任の届出をせずとも、選舉運動をなすに妨げとせぬ。併し其届出が遅怠すると處罰される事は勿論である。

猶一候補者の選舉事務長、選舉委員、選舉事務員は各々他の候補者の選舉事務長、選舉委員、選舉事務員を兼任するも差支へない。併し一候補者の法定選舉運動者は其候補者の獨立選舉運動者たり得ず、一候補者の選舉事務長は其選舉事務員を兼ねる事は出来ない。

第三項 第三者（獨立選舉運動者）

議員候補者及以上の法定選舉運動者以外の者、即一般第三者は、選舉運動はなし得ないのを原則とするが、演説又は推薦状による選舉運動のみは例外として獨立且自由になし得るのである。

獨立選舉運動者とは、候補者と從屬關係なく獨立に運動をなす第三者を云ふ。又實際運動に當れば實費の辨償も受け得るが報酬は絶対に貰つてはならぬ。

第四項 選舉運動をなし得ない者

選任の當日迄に事實上選舉權がない者は、以上の法定選舉運動者たり得ない。又選舉事務に關

係ある官吏及吏員は其關係區域内で衆議院より市町村會に至る一切の選舉に於て法定選舉運動たり得ざる事は勿論、其他一切の選舉運動をなし得ない。

だから、演説一つやつても、推薦状一つ書いても、選舉權のない者が、法定運動者と爲つた場合と同様、六ヶ月以下の禁錮又は三百圓以下の罰金に處せられる。既に被選舉權は奪はれ、今亦かくの如し。散々の御難である。

之に反し一般第三者は選舉權があらうがなからうが、職業がどうあらうと、學生でも、堂々と氣兼遠慮なく、演説又は推薦状による選舉運動だけはやり得るし、普通の市町村會の選舉なら、文字通り天下御免である。思ふて茲に至る。すまじきは宮仕へにこそ。 (第一編第三章參照)

第四節 選舉運動の設備

從來の選舉に於ては、選舉運動の設備に關し何等の制限もなく、其間弊害の多きに苦しみ、新

選舉法は嚴重なる制限を設け、運動取締の便宜と運動費膨脹の防止を圖る事となつた。

第一項 選舉事務所

選舉事務所は、選舉事務長のみ設置する事が出来る。選舉事務長以外の者が之を設置すると閉鎖を命ぜらるゝと共に六月以下の禁錮又は三百圓以下の罰金に處せらるゝのである。

- (一) 選舉事務所の数は候補者一人に付、衆議員にありては、七個所、府縣會にありては、一選舉區の配當議員數を以て、選舉人名簿確定の日に於る登録者總數、即選舉人總數を除して得たる商數が一萬人以上なる時、三個所、其他は二個所、勅令を以て指定する市にありては、議員定數を以て選舉人總數を除して得たる商數が一千人以上なる時、二個所、其他は一個所、を超越する事を得ず、若し、制限數を超過すれば、直ちに閉鎖を命ぜられると共に、(三)の場合と同様三百圓以下の罰金になる。
- 之に反し、普通の市町村會にありては選舉事務所の數は無制限である。

- (二) 再選舉、再投票の場合には、府縣知事、東京府では警視總監より別に數を定めて告示される。
- (三) 選舉期日即投票當日に限り、投票所を設けたる場所の入口より、道路の距離によらず、直徑を以て測量して三町以内の區域には設け得ない。之は總ての選舉に通ずる制限である。
- (四) 選舉事務所を設置すれば、文書を以て法定選舉運動者の届出をなすと同一の警察官署に届出で、其所在地及設置年月日を明示せねばならぬ。
- (五) 法定選舉運動者の私宅に於て、勝手に、推薦狀の發送等をやると、直ちに違反として檢舉さるゝ虞れがある。

第二項 休憩所

休憩所其他之に類似する設備は總ての選舉を通じ禁止されて居る。之に違反すると三百圓以下の罰金だ。

然し演說會場に於る辯士の控所、又は選舉運動者の爲に選舉事務所の一部に設けられた休憩の場所の如きものは、事實の必要上已むを得ない事であり、又其演說會場又は選舉事務所其自身に包含されるものとするが普通人の常識だから、別個獨立の休憩所として、禁止すべき限りではない。何事によらず普通人の常識より見て、適當だとされる範圍内に事を行へば斷じて間違ひはない。

第五節 選舉運動の費用

「色男金と力はなかりけり」今は昔の語り草。金がなければ女さへ物にし得ないのが當世。金は力であり、金は萬事を解決する。其丈け弊害が之に伴ひ、金の爲に泣き、金の爲に誤る人の如何に多き、茲に選舉運動の費用を制限して選舉界腐敗の原因を除かんとする所以がある。併し普通の市町村に於ては選舉區域も狭く、事實に於て其弊害顯著と云ひ得ずとしてか、今尙無制限である。

第一項 費用の制限額

- (一) 議員候補者一人に付、選舉區の議員定數、又は配當議員數を以て、選舉人名簿確定の日に於て之に登録された選舉人の總數を除して得た商數に、四十錢を乗じて得たる額が即制限選舉費用である。併し勅令を以て指定する市にありては、右の計算により得た額が、三百圓に満たざる時は三百圓を以て制限額とする。
- (二) 選舉の一部無効となり更に選舉を行う場合には、選舉區内の議員の定數を以て、選舉人名簿確定の日に於る關係區域の選舉人名簿に登録されたる選舉人總數を除して得た商數に、四十錢を乗じて得た額が制限額となる。
- (三) 再投票の場合等に於ては、(二)の場合に準じて算出した額が制限額だが、府縣知事、警視總監必要ありと認むる時は之を減額し得る。
- (四) 制限額は選舉期日の公布又は告示後直に告示される。

- (五) 制限額を超過する時は、當選無効請求訴訟により其當選が無効となる。(第一編第五章參照)
- (六) 選舉事務長又は其職務代行者が超過支出をすると、一年以下の禁錮又は五百圓以下の罰金に處せられる。

第二項 選舉費用と選舉事務長

選舉運動費用は、原則として選舉事務長のみが支出するのだが、選舉事務長の用途の大要を指定した文書による事前の承諾を得れば、議員候補者、選舉委員、選舉事務員も亦之を支出し得る。其他の者は、演説又は推薦状に要する費用、或は立候補の準備の爲にする費用のみ支出し得るのみだから、餘計なおせつかいは精々遠慮すべきである。併し一年以下の禁錮に處せられても差支へない人は以上の通りするには及ばない。

茲に注意すべき判例がある。即選舉法第一〇一條即茲に云ふ選舉運動費用とは、選舉法が設けたる選舉運動方法の制限内に於ける適法の選舉運動に付當然必要なる費用を云ひ、買收費等の如

き違法なる運動費用は之を含まず、従つて違法不正なる運動費用は何人が之を支出するも差支へなく、選舉事務長亦帳簿に記載する必要はない。

(一) 事務の引繼

選舉事務長が辭任し、又は解任された時は、直ちに選舉運動費用の計算をなし、新選舉事務長又は其職務代行者に對し、選舉事務所、選舉委員、選舉事務員其他一切の事務と共に、事務の引繼をせねばならぬ。若し之に反すると、六月以下の禁錮又は三百圓以下の罰金に處せられる。

(二) 精算書の作成

選舉事務長は、選舉運動の費用の金額、用途の大要、支出先、支出年月日、支出者氏名等を記載したる精算書を作成し、一定の様式に基き、選舉の期日の翌日より起算して十四日以内に、法定選舉運動者を届出たと同じ警察官署を経て、警視總監、道府縣長官知事に必ず届出でねばならぬ。届出を怠り又は虚偽の届出をすると嚴罰がある。又此届出られた選舉運動費用は告示され

る。

(三) 帳簿の備へ付

選挙事務長は勅令の定むる帳簿を備へ之に選挙運動費用を記載せねばならぬ。若し帳簿を備へず、記載をなさず、若くは虚偽の記入をすると、六月以下の禁錮又は三百圓以下の罰金に處せらるるのである。

(1)、承諾簿

之には承諾金額、用途の大要、承諾年月日、承諾を受けた者の氏名、承諾を取消せば其旨等を記載する。

(2)、評價簿

選挙事務長が運動費用として財産上の義務を負担し、又は金銭以外の財産上の利益を使用し、若くは費消した等の場合に於ては、用途の大要、支出先、支出年月日及瓦斯、水道、電氣の料金

の如く、使用の都度評價し難いものは格別、其他の評價し得るものは必ず其都度評價簿に評價價格を記入せねばならぬ。

(3)、支出簿

選挙事務長は、自ら金銭を以て費用を支出した時、或は精算書を作成し、承諾簿、評價簿の記載をした時は、直ちに其支出金額、用途の大要、支出先、支出年月日を記載せねばならぬ。

(二) 領收書

費用を支出した時は其都度、一口五圓以下の支出の場合を除き、出来るだけ領收書や支出を證明し得る書類を作成する必要がある。

(三) 帳簿及書類の保存と検閲

選挙事務長は精算書を届出た日から一年間、精算書、承諾簿、評價簿、支出簿、事務引繼の計算書、領收書、支出を證すべき書面を保存する義務がある。

之は訴訟の證據書類として最重要なるものとなる。だから、必ず且嚴重に保存さるべく、改竄や虚偽記入は嚴罰に處せらるる。

又選舉期日後警察官吏より、右の帳簿書類の提示説明を求められた時は、正當に且直ちに之に應ずべく、いい加減な處理は斷じて許されない。まご／＼すると直に嚴罰だ。

第三項 選舉費用の計算

(一) 選舉運動の費用と看做さるゝもの

選舉運動に關する一切の支出は勿論、實際費用を支出せずとも、之に代はるべき、財産上の義務を負担したり、建物、船車馬、印刷物、飲食物其他の財産上の利益を使用し、又は費消した場合には、其義務又は利益を選舉事務長が、其義務を負担し利益を使用した時期の一般市場價格に見積つて金銭に換算し、其を運動費用に加算し又加算さるべきである。だから、其時價は所謂選舉相場に基かず、普通相場によるべく、假令、候補者全體に對し、特に無料又は割引を爲すもの

でも、普通の時價により運動費は計算さるゝわけである。

- (1) 法定選舉運動者、其他一般第三者が、議員候補者又は選舉事務長との間に、當然費用の件ふべき選舉運動をなすに付、明示の合意又は暗黙の了解があつた時、其爲に支出された費用實物給與の見積額、實費辨償額及報酬。
- (2) 小使入夫給仕等の給料、手當、其他雇ふとか傭はれたとかの關係がなく、あつさり人を使役し、氣輕に勞務を提供した場合でも、金銭的價値に見積り得る限り其額
- (3) 自動車、自轉車、人力車の使用料、買へば代金、借りれば借賃、自分のものなら使用利益の金銭的見積、拂はなかつたり、まけさしたり、たゞき賣つたりしても控除はされない。
- (4) 名刺、其他印刷物、演說會場の借賃、新聞廣告の廣告料、自分の經營する新聞に自己推薦の記事を載せても、見逃されない。
- (5) 候補者、法定運動者の支出せる宿泊料、茶代、チップ、枕代
- (6) 買収、供應等の費用

其他等々、面倒臭ければ一切合切加算して置けば最も好い。併し、實際は一切合切算入すまいとする。其も好からう。警察官と雖も不死身じやない。海千山千のスレツカヲシを相手にして夜日中カクレンボーや、鬼ゴツコでは大概うんざりする。殊に選舉費用に、加算する分を、自分の懐に加算する、生きた精算書がゴロ／＼して居るのだから、妙である。

(二) 選舉運動の費用と看做されざるもの

實際上選舉運動の爲に支出した費用でも法定運動費に加算されないものがある。

- (1) 議員候補者が乗用する船車馬等の爲に要する費用
 之は議員候補者だけの話で、例へば、其他の法定運動者が候補者の自動車等に同乗しても、若し同乗しなかつた場合支出する筈の自動車賃を見積つて、運動費用に加算するのだ。
- (2) 選舉期日後、選舉運動の残務整理の爲に要したる費用
 残務整理の費用とは、事實上選舉運動の後片付をするに、當然要する費用のみを謂ひ、費用支出の原因が、選舉期日後に発生したものだけの話である。

- (3) 選舉委員又は選舉事務員が、候補者又は選舉事務長と意思を通ぜず勝手に支出したる費用併し意思を通ぜずとは、結局承諾を得ずといふ事にもなるから、第一〇一條違反としてひつかけられても、苦にせぬ度胸と覺悟が豫め必要である。
- (4) 第三者が候補者又は選舉事務長と意思を通ぜずして勝手に支出したる費用
 之は、好意的應援者の淨財や、隠れたるパトロンの道樂で出す金を、目を三角にして、とや角いふ程の事もなからうとするのだ。而し、ナレ合ヒや程度を超えると、粹ばかり利かして貰はれないから御用心。
- (5) 立候補準備の爲、即立候補届出前に於る選舉運動費用の中、議員候補者、若くは選舉事務長と爲りたる者以外の他人が、勝手に支出したる費用
 だから、選舉事務員、選舉委員と爲りたる者が、候補者或は事務長と爲りたる者と意思を通ぜず、勝手に出した立候補準備費用は加算されないのである。
- (6) 手辨當、草鞋履きの選舉運動者の自辨する生活費
- (7) 無料郵便物差出、及公立學校使用により節約し得たる費用

要するに、選舉運動其ものと直接の連絡關係なき他の正當なる法律上、或は事實上の原因に基き支出されたと認むべき費用は加算されないと思へば大過ないであらう。

(三) 演説又は推薦状による選舉運動の費用の計算

昭和六年八月一日、内務省は司法省と協議の上、前述せる大審院刑事部の誤判に基く、演説又は推薦状による選舉運動の費用に關する疑義に對し、解釋を一定して地方長官宛通牒を發した。其拔萃を示すと左の如くである。

「議員候補者若くは選舉事務長となりたる者が、立候補届出前に於て、演説若くは推薦状による選舉運動の爲め支出したる費用、及他人が其者と意思を通じて立候補届出前に於て、演説若くは推薦状による選舉運動の爲め支出したる費用は、何れも法第一〇一條第一項、若くは法第一〇四條第五號に、所謂立候補準備の爲に要したる費用に包含されるものと解し、之を當該候補者の選舉運動の費用中に加算すべきものとす。

從而選舉事務長は、其就任後遲滯なく、選舉法施行令第六〇條に準據して、議員候補者又は支

出者に於て、右費用の精算書を作成する事を要す」

かくして演説又は推薦状による選舉運動の費用のみは、立候補届出前は勿論、選舉期日の公布又は告示の日即選舉期間の始期以前に於るものでも、選舉運動の費用として加算さるゝ事となつた。此爲め、選舉期間に頓着なく、一年中ノベツヤタラに、演説又は推薦状による選舉運動が行はれ、其費用も加算されるとなれば如何。思ふだに暑苦しい。うるさい浮世ではある。

第六節 選舉運動方法の制限

今迄の選舉に何がうるさいと云つて、戸別訪問と文書圖畫の濫用であつた。家に居れば、毎日ノ別製の大型の名刺と共に、顔の造作の整はぬ張この虎や、バツタの様な羽織ゴロが舞ひ込んで、取つて付けた様なお追従をツベコベほさきやがるし、くしゃくして外に飛び上せば、塀、軒、電柱、見るもの總てあくどい色彩のポスターと無格好な立札だ。かつとなつて引き返すと、猫の兒の様に尾行いて來る奴がある。いつその事寝てしまへと思ふと電報だ。仰天して開けて見

ると「貴下の一票よろしくたのむ」だ。勝手にしやがれ。此弊害に凝り新選舉法は總ての選舉を通じて、戸別訪問個々面接を絶対に禁止し、文書圖畫を嚴重に制限した。

第一款 戸別訪問の禁止

「何人ト雖投票ヲ得、若ハ得シメ、又ハ得シメザルノ目的ヲ以テ戸別訪問ヲ爲スコトヲ得ズ」

之が所謂戸別訪問禁止の規定だが、内務省は「連続シテ二戸以上を訪問スル行爲アル時ノミ戸別訪問ダ」と解し、司法省は「連続シテ二戸以上ヲ訪問スル意思アル時ハ一戸ヲ訪問スルモ戸別訪問ダ」と云ふ。

外形に現れた行爲により事を決せんとする所、如何にも警察權の本家にふさはしい解釋であり意思即犯意によつて事を律せんとする所亦法律屋の家元らしい考へ方である。併し「投票を得せしむる目的」とか「訪問の意思」とか、何によつて判断するか。結局行爲によつて之を求むるか少くとも四圍の客觀的情勢より之を推定するより外はない。だから結局落ちつく所は社會通念で

あつて、普通人の認めて以て戸別訪問だとするもの、即戸別訪問だとするより外に道がない。

- (一) 戸別訪問たるには選舉人の戸々を直接に訪問するを要するが、選舉人本人に直接面會すると否とを問はない。
- (二) 選舉人に非る者の居宅或は同一選舉區外の選舉人を訪問し、間接に其目的を達せんとする場合は戸別訪問ではない。
- (三) 只右の場合には普通の市町村會の選舉を除き、他の選舉に於ては第九六第違反の共犯となる虞れあるに過ぎない。
- (四) 他の用件で訪問し、巧に其機會を利用せんとすると戸別訪問になる。
- (五) 併し、其は投票を得、若は得しめ、又は得しめざる目的ある場合のみの話しである。
- (六) 封緘のない名刺を戸々に配布すると其が無言の儘であつても、戸別訪問と見られ易い。
- (七) 人の寢静つた夜、各戸に名刺を配布すると忽ち戸別訪問だ。
- (八) だから、必ず名刺を封筒に入れて日中人夫にでも配布させるか、推薦状等と同封して郵送するのが安全である。

- (九) 併し名刺も、文書圖書として制限を受け、人夫等により配布する道が事實上なくなつた。
- (十) 戸別訪問の「戸々」とは私宅のみならず別荘、事務所、役所、仕事場其他あらゆる場所を含む意だから注意する必要がある。
- (十一) 兎も角候補者や法定運動員が表面に立つ事を出來るだけ避けるのが最安全だとする。

第二款 個々面接の禁止

「何人と雖投票ヲ得、若ハ得シメ、又ハ得シメザルノ目的ヲ以テ連續シテ個々ノ選舉人ニ對シ面接シ、又ハ電話ニ依リ運動ヲナスコトヲ得ズ」

之が個々面接禁止の規定である。だから個々面接とは、甲から乙、乙から丙といふ風に、個々の選舉人自身に直接面接し、或は電話なら、直接本人と對話せずとも、其が連続的になされる事を云うのである。元來戸別訪問の禁止と其趣旨を同じくするのだから、同じ様に解釋すべく、又されねばならぬ。

- (一) 衆合せる多數の人に、同時に面接するのは個々面接ではない。
- (二) 併し一見して直ちに個々の選舉人が誰々だと認め得る程度の人數だとすると、一時に挨拶するに止る場合でも個々面接となる。
- (三) 演說會場や工場等の出入口で、賣出の廣告の様に個々の選舉人に對し、連続して名刺を配布するのは個々面接となる。
- (四) 投票所附近で、投票に赴く人に默禮すると忽ち個々面接だ。
- (五) 演說會場等へ向ふ候補者或は運動者が車上より脱帽して默禮するのは差支へない。
- (六) 併し田舎芝居の村廻りの様に、わざとそんな事をするとは個々面接となる。
- (七) 選舉人の家族や使用人と電話で對話しても、其が連続的たる限り個々面接である。
- 以上の戸別訪問及個々面接をなすと一年以下の禁錮又は五百圓以下の罰金に處せられるから、候補者、運動員に取つては、誠に御氣の毒の至りであり、又一般人に取つても厄介至極の事だが政治に對する一般人の自覺と覺醒によつて、低級劣劣なる舊式政治屋を撃退し得る迄の過渡期としては、蓋し已むを得ない事である。

第三款 文書圖畫の制限

文書圖畫の制限は内務省令選舉運動の爲にする文書圖畫に關する件、及地方議會議員の選舉運動の爲にする文書圖畫に關する件に詳細に規定された。此制限に違反したる者は總て百圓以下の罰金に處せられる。

第一項 文書圖畫の意義と範圍

文書とは發音的符號（文字、點字、速記用の附號等）を以て一定の意識を記載するものであるが普通には、文字を記載する紙片其他のものを謂ひ、圖畫とは形象を記載する紙片其他のものを謂ひ、共に主として思想を發表するものであり、多少經續的なるものでなければならぬ。

其は亦文書圖畫其ものとして作成頒布するものゝみを謂ひ、他の目的、例へば、裝飾、或は技

術の表示の爲に作成頒布するものを除外する。

選舉運動の爲にする文書圖畫とは、特定候補者の爲に投票を得又は得しめざる目的を以て頒布貼付、揭示、使用する文書圖畫を謂ひ、特定候補者の爲にせず、又は頒布揭示使用せざるものは茲に所謂文書圖畫ではない。

頒布とは、多數の者に頒つ事を謂ひ、其多數が特定人たると、不特定人たるを問はず、団体たると、個人たるとを問はず、其手段方法如何を問はない。

だから、揭示と云ひ、使用と云うも、總て、頒布なる文字中に包含さるべきものである。

今選舉運動の爲にする文書圖畫に關する省令に基き、制限を受くる文書圖畫の種類は信書を除く一切のものを包含し、推薦狀、名刺、引札、張札、立札、看板等即之である。

信書とは特定人が特定人に對し其意思を通知する爲に用ゆる文書を謂ひ、憲法第二十六條に所謂「信書」とは其範圍を異にし、其よりも廣く、發信人が其内容を秘密にする意思を有すと客觀的に推測し得られるものたるを要しない。

だから封書に限らず、官製ハガキ、私製ハガキ、電報、電信、電話等を包含する。併し電話に

よる選舉運動は、選舉法第九八條第二項により、個々面接と共に制限され、連続して之を爲し得ない事は既述の通りである。

名刺、引札、張札、立札、看板の類は其性質の相違ではなくて、其形状及用法に基く相違である。

名刺は社會通念上名刺と認め得る範囲内のものゝみを謂うが、名刺たる性質を失はざる限り、其形状より見て「ビラ」だと認むるが適當とされない以上、氏名の記載のみに止まらず、其寫眞を印刷しても差支へはない。

引札は元來單純なる商業上の廣告用の紙片を意味し、「人寄せビラ」「チラシ」の類のみを謂ひ、檄文、宣傳ビラ等の如く、思想を發表し宣傳するものは之を包含しないのであるが、茲に謂う引札とは、出版法に謂う引札とは稍異り、選舉運動の爲にするものであれば、檄文、宣傳ビラの如きものをも包含する。だから、演說會の日時、場所のみを記載したるものより、政綱政策を説明し、選舉革新、社會の改造等を論ずるものと雖も引札たるを失いないのである。ビラ、チラシ、リーフレット之である。

又封筒に入れない推薦狀、宣言書、挨拶狀は受取人が特定せる場合の外は引札として取締られる事になつて居る。

張札は主として貼布して用ゆるもので、ポスターの類を謂うのだが、現在に於ては單に、演說の告示の爲にしたり、演說會場に貼布する、文書圖畫を意味するに過ぎない。

立札看板、は主として、立掛けたり、釣り下げたり、するもので、何が立札であり、看板たるかは常識を以て判断するより外はないが、現在では、立札、看板の區別を認むる何等の實益もないから、立看板だとして置く。併し

選舉事務所の戶外や、演說會場に掲ぐる提灯、門燈や、候補者の氏名を鋪道其他の路面に記載するものは看板と認められて居る。

又普通立札は政黨公認の事實、及議員候補者の氏名等の表示のみを爲すを通例とするが、之に自己の政見又は演說會の日時、場所、應援辯士の氏名を記載したり、或は右の記載をなした印刷物を貼付しても色彩が同一であり且立札と同一体を爲すものと認らるる場合は違法ではない。

以上の如く選舉運動の爲にする文書圖畫は、特定候補者の爲に頒布、掲示、使用さるゝものだ

から、政黨の本部又は支部に於て一般的に用ゆる文書圖畫は、之を含まないが、「棄權すな」「公正なる選舉を行へ」等其内容が選舉運動と直接關係なき如きものであつても、第三者を除き候補者又は法定運動者が之を利用したり、使用したりすると、選舉の爲にする文書圖畫として、取締の對稱となるのである。

第二項 文書圖畫の制限

- (一) 文書圖畫（信書ヲ除ク以下之ニ全ジ）ヲ頒布シ又ハ揭示スル者ハ表面ニ其氏名及住居ヲ記載スベシ。但シ名刺及選舉事務所ニ揭示スルモノニ付テハ此ノ限ニアラズ。

「住居は何縣何郡何町村何番地」と記載する必要なく、揭示者、頒布者が何人たるかを得り得べき程度でよい。だから、時と所に應じ單に市、郡又は町村名のみを記載しても差支へない。併し其記載は一見して責任者の何人なるかを知り得るものでなければならぬ。若し住居氏名を記載しない時は行爲者が其違反の責任を負ふのである。

- (二) 文書圖畫ハ郵便又ハ新聞紙ノ廣告ニ依ルノ外之ヲ頒布スルコトヲ得ズ。
文書圖畫ハ立札、看板ノ類ヲ除ク外之ヲ貼布シ又ハ揭示スルコトヲ得ズ。

演說會ノ告知ノ爲使用スル文書ハ前二項ノ規定ニ拘ラズ之ヲ頒布シ又ハ貼布シ若クハ揭示スルコトヲ得、但シ航空機ニ依リ之ヲ頒布スルコトヲ得ズ。

右により、信書を除く一切の文書圖畫を頒布するには、郵便或は新聞廣告による外はなく、人夫等をして、戸々に配布せしめ、或は新聞紙に折込み、又道路等に於て頒布することは、原則として禁止され、此立札看板のみ貼布したり、揭示し得るのである。

併し、貼布とは張付ける事である。立札看板を如何にして張り付けるか。とても不易糊や、アラビヤ糊位で張り付け得さうにもない。つまり、事實不可能の事を法律上可能なりと許して居るのだ。併し、之は世の中には賢い人が多いから、想像もして居ない事が次から次へ起り得ることを豫想して貼布なる文字を存置したと云はれる。

只演說會の告知の爲にする、引札、張札等は例外として、人夫により或は新聞紙に折込んで配

布したり、自動車上からばらまいたりし得ると共に、べたべた張り廻つたり、引つかけ廻つたりしても、差支へないのである。併し、飛行船、飛行機、輕氣球等により頒布する事は一切禁止されて居る。

(三) 演說會ノ告知ノ爲使用スル文書ハ二度刷又ハ二色以下トシ演說會ノ日時及場所、演題並出

演者ヲ記載シタルモノニ限り

引札ニ在リテハ長一尺、幅七寸、張札ニ在リテハ長三尺一寸、幅二尺一寸ヲ超ユル事ヲ得ズ

二度刷とは、二度に分ちて印刷するを謂ひ、二色とは、通常の製法に依り、當初より帶ぶる固有の色即地色を除き、二色といふ意味である。

併し、二度刷以下なるときは、印刷の技術上より三色以上になつても差支へない。

だから、赤色や青色や黒色は地色とは云ひ得ないが、白紙に赤色を以て印刷し、白文字を表はし、更に黒色で文字を印刷する如きは二度刷たると共に二色だと云ひ得るのである。

若し、紙の表裏共印刷する時は、両面を通じて、二度刷又は二色以下でなければならぬ。

又、演說會告知の爲にする引札、張札には演說會の日時及場所、演題並に出演者の外は他事を記載し得ない。だから、例へばスローガンを記載したり、候補者の寫眞や、其他の繪畫等を入する事は出来ない。併し、日時及場所、演題並に出演者の總てを記載する必要はなく、其等の事項の一角が缺けて居つても差支へはない。

(四) 名刺ノ用紙ハ白色ノモノニ限ル

(五) 演說會ノ告知ノ爲、使用スル張札ノ數ハ各左ノ名號ノ制限ヲ超ユルコトヲ得ズ。

(1) 候補者又ハ法定選舉運動者ガ開催スル演說會、及第三者ガ候補者又ハ選舉事務長ト意思ヲ通ジテ開催スル演說會ノ爲使用スルモノニ付テハ、候補者一人ニ付通ジテ三千枚

(2) 第三者ガ候補者、選舉事務長ト意思ヲ通ゼズ勝手ニ開催スル演說會ノ爲使用スルモノニ付テハ、演說會一箇所ニ付三十枚

(六) 演說會ノ爲ニスル張札ニシテ演說會場内ニ於テ使用スルモノニ付テハ色合、大サ使用枚數

等ノ制限ヲ受ケズ、檢印モ受クルヲ要セズ。

「演說會場内に於て使用する」とは、演說會當日、其演說會の爲に必要な張札を必要なる限度に於て貼布又は掲示し得ることを意味し、豫告又は會場を異にする演說會の張札等は之をなし得ざると共に、會場たる建物の外側、建物を圍繞する塀、柵の外側等に掲示する張札を包含しないだから、演說會場外に於て使用するものは當然總ての制限を受くると共に檢印も受けねばならぬ。

此「演說會場内に於る張札の寸法は、其演說會場に必要なる限度の大きさとなし、色合は從來の慣例に依る白色に黒色を用ひたるものとす」となつて居る。

之に關しては、何等の規定もないが、右の如く解するを以て正當とする。

かくして演說會終了すれば主催者は直ちに其張札を撤去しなければならぬ。

- (七) 演說會告知ノ爲使用スル張札ニハ、(五)ノ(1)ノ張札ニ付テハ、選舉事務長ノ選任、異動等ニ關スル届出ヲナシタト同一ノ警察署、(五)ノ(2)ノ張ニ札付テハ演說會場所在地ヲ管轄スル警

察署ノ檢印ヲ受クベシ。

- (八) 立札、看板ノ類ハ、候補者一人ニ付通ジテ、百五十個(衆議院選舉) 四十五個(各道府縣及勅令ヲ以テ指定スル市ノ選舉) 十五個(其他ノ市町村ノ選舉) 以内トシ、白色ニ黒色ヲ用ヒタルモノニ限り、且縦九尺横二尺ヲ超ユルコトヲ得ズ。

通じて百五十個とは、立札、看板各百五十個ではなく、ひつくるめて百五十個の意である。

だから、百五十個以内なれば、立札のみ百五十個、看板のみ百五十個でも差支へはない。

又以上の制限個数は、獨立運動者の開催するものを除き、候補者及法定運動者の開催する演說會に用ゆるものも總て包含するのであるが、現實に使用し、或は使用したるもののみを計算するので、只使用の目的を以て作成して置くものは計算しない。

併し立札看板の表裏、横等、其表示が二面以上に亘る時は、各面毎に一個として計算する。

例へば、四角の看板を四面共使用すると、一個の看板なるに拘らず、四個として計算されるのである。

又之と同様、表示其ものが一つであつても、例へば、各獨立した立札に各々、戸、波、長、八、郎、と記載し、之を順次に配列する如きものは、立札五個として計算さるゝのである。

縦九尺とは、地中に埋没せる部分を除き、共に固着して一体をなせる脚の長さをも通算して九尺の意であり、

横二尺とは、幅の最廣い部分で二尺の意であり、平面のものなら、直線を以て、圓形のものなら、直徑を以て計算する。

(九) 立札看板ノ類ハ、選舉事務所ヲ設ケタル場所ノ入口ヨリ一町以内ニハ、選舉事務所一個所ニ付キ通ジテ二個ヲ超ユルコトヲ得ズ

一町以内とは勿論、道路によらず、直線を以て計算し、通じて二個とは、選舉事務所の看板をも含めて二個といふ意味である、

(十) 文書圖書ハ選舉ノ當日ニ限り、投票所ヲ設ケタル場所ノ入口ヨリ三町以内ノ區域ニ於テ之ヲ掲示シ、又ハ郵便若クハ新聞紙ノ廣告、新聞紙ニ折込ムノ外、之ヲ頒布スルコトヲ得ズ

だから三町以内たる限り、投票日の前日迄に、掲示されたものは、之を撤去し、頒布して道路面に遺棄しあるものは收去しなければならぬ。併し三町以内であつても、投票當日、郵便による場合、新聞廣告或は新聞紙に折込み、月極讀者に配布する場合は敢て差支へないのである。

(十一) 張札、立札、看板ノ類ハ承諾ヲ得ズシテ他人ノ土地又ハ工作物ニ之ヲ掲示スルコトヲ得ズ
掲示とは貼付をも包含する。そして承諾を得る爲に連続して戸々を訪問すれば戸別訪問となり電信柱は遞信省で許さず、電燈柱は大概廣告の爲に使はれて居る。だから、實際上、どうも、貼布したり、掲示したりする場所は餘り多くない。

又演說會場を借入れる時は、引札張札を貼布又は掲示するに付いても、一應の承諾を得て置く事が最も無難である。併し、理窟だけからすれば、演說會の爲にする引札張札をなす事は、演說會其物に附隨する行爲とも云ひ得るから、會場を借入れるれば、當然張札等をなす行爲に對する暗黙の承諾を得たものと見るべきであらう。

第三項 其他参考事項

文書圖書に關しては、猶新聞紙法、出版法により取締られて居る。出版法第九條に依れば、書簡、通信、報告、社則、罰則、引札、諸藝の番付は届出を要せず、自由に發賣頒布し得るが、其以外のものは總て内務大臣に届出る義務がある。選舉に關するものと雖も此新聞紙法、出版法の適用を受くる事は勿論であつて、選舉運動の爲にする引札が、出版法の所謂引札の範圍を超越すれば當然届出を要し、其文書圖書が安寧秩序を妨害し、或は風俗を壞亂する虞ありと認定さるゝ時は發賣頒布を禁止され、差押への執行を受くるのである。

而も、無届出版に對しては、五十圓以下の罰金、安寧秩序を妨害し、風俗を壞亂したる場合には一年以下の禁錮、二百圓以下の罰金に處せらるゝ。

又文書圖書により、各種の選舉犯罪を犯さしむる目的を以て人を煽動したり、虚偽事項を公表したりすると、其々選舉法の各條項に基き處罰さるゝから注意せねばならぬ。

第七節 選舉運動の保護

制限するばかりが能でもなく、又普選法による選舉區の擴大と有権者の増加に伴う選舉運動費用の膨脹を軽減する爲、選舉法は特に無料郵便物と公立學校の使用を許容して言論文書による選舉運動の保護を試みた。併し府縣會、勅令を以て指定する市の選舉にありては、公立學校の使用のみ許可し、普通の市町村會選舉に於ては何等の保護を與へず、例によつて舊の如くである。

第一項 無料郵便物の差出

衆議院議員選舉に於ては、議員候補者又は推薦届出者は、其選舉區内の選舉人に對し、選舉運動の爲にする通常郵便物を、選舉人一人に付一通を限り、無料を以て差出す事が出来る。

- (一) 種類は重量十匁迄の無封の書狀又は私製葉書である。
- (二) だから封緘したり、書留速達等の特殊扱ひは許されない。

- (三) 無封の書状又は私製葉書の中、何れか片つ方のみ出し得るので、各一通宛出し得るのではない。
- (四) 併し、一通たる限り、選挙人を數回に分ちて時を異にして差出す事は許される。
- (五) 差出人は選挙事務長を選任した者だといふ事を、選挙事務長の選任を届出でたと同じ警察官署で證明して貰つて置く。
- (六) 其證明書を添付して、集配事務を取扱う最寄りの郵便局に、「(イ) 差出郵便官署名、(ロ) 郵便物の種類及其通數、(ハ) 差出期日、(ニ) 議員候補者の氏名」を記載した届書を最初の差出期日の前日迄に、選挙事務長と連署して提出する。
- (七) 差出人に異動があれば、新差出人は選挙事務長と連署して、其旨を差出郵便官署に届出でる。
- (八) かくして差出す時、郵便物の表面左方上部に必ず「選挙」と表示する。
- (九) 内容は市町村毎に同文でなければならぬ。
- (一〇) 同一市町村内に配達すべきものは、市町村別に取纏めて一回に差出す。

- (二) 内容の異なる毎に其見本一個を指出する。
- (三) かくして郵便局の提示に従へばよいのである。

第二項 公立學校の使用

衆議院、府縣會、勅令を以て指定する市の選挙に於ては、選挙事務長を選任した議員候補者又は推薦届出者は、公立學校の校舍及府縣、市町村、商業會議所、農等會の管理に屬する公會堂、議事堂其他地方長官の指定したる營造物の設備を、演説による選挙運動の爲使用する事が出来る

- (一) 使用せんとする者は、豫め文書を以て、其設備の管理者に申請する。
- (二) 許可される期間は、選挙の期日の公布又は告示ありたる日より選挙期日の前日迄であり使用時間は一回に付、直接の準備及後片付の時間共五時間を超える事を得ない。
- (三) 使用する時、其準備、使用及後片付に要する費用は使用者が負擔し、若し、建物、器具等を損傷すれば、損害賠償又は原状回復の義務がある。

- (四) 使用の許可は、公共の營造物の事であり、其授業又は行事に支障なき範圍内に於てのみ許可されるのであるが、支障なき限り使用の申請書が同時に到達した時は、使用許可回数の少い申請者に對し、回数同じき時は、抽籤に依り許可される等公平を旨としてゐるから、不當な許可不許可に對しては地方長官に抗議を申込むべきである。
- (五) 其代り一旦許可されるれば、申請の取下や變更は認められない。又認むべきではない。
- (六) 公立學校の中には、青年訓練所を含まず、其設備中には屋外体操場を含まない。
- (七) 同一公立學校とは、公立學校の同一設備の意ではない。故に演說會場に宛て得る設備が二つ以上あつても同一日時に其使用を許されない。併し位置を異にする分教場は例外である。

第八節 選舉運動に關する罰則

選舉法は嚴罰主義を以て選舉界の廓清を圖らんとし、其第十二章に於て詳細なる規定をした。

此罰則は勿論、衆議院のみならず、其以下の總ての選舉に準用さるゝのである。

第一項 不正投票の罪 —— 一一一條、一二七條

- (1) 詐偽の方法を以て選舉人名簿に登録せられ、又は本人に非るに不拘、本人だと虚偽の宣言を爲したるもの。
- (2) 選舉權なきもの及名簿登録要件を具備せざる者が投票したるとき。
- (3) 氏名を詐稱し其他詐偽の方法を以て投票したるもの。
例へば、型紙を使用して自署したるが如く装うもの、或は入場券二枚配布されたるを奇貨とし、一旦投票を爲したる後再び入場し、未だ投票をなさずと偽り、投票をなしたるもの。
- (4) 投票を偽造し又は其數を増減したるもの。
例へば投票用紙二枚を交付されたをよい事に二枚共投票したるもの。

- (5) (1)は百圓以下の罰金、(2)は一年以下の禁錮又は五百圓以下の罰金、(3)は(2)の二倍、(4)は三年以下の懲役若しくは禁錮又は二千圓以下の罰金に處せらるゝ。
- 以上の罪は既遂のみを罰し未遂、教唆は之を罰せず、又故意ある事を要し、錯誤は之を罰せられない。

第二項 瀆職の罪——一一六條、一一七條、一二七條四項

- (1) 選挙に關し官公吏が其職務の執行を怠り又は職權を濫用して選挙の自由を妨害したるとき。
- 之は官憲による選挙干渉を防がんとするを目的とする。例へば警察官吏が辯士注意を濫發したり、投票買収行為あるを知り乍ら、故意に検査せず、或は行政執行法を濫用して不當に檢束拘留などするときを云ふ。
- (2) 官公吏が選挙人に對し、其投票せんとし又は投票したる被選挙人の氏名の表示を求めた

るとき。

- (3) 選挙事務に關係ある官公吏、立會人、監視者が選挙人の投票したる被選挙人の氏名を表示し、或は虚偽の表示をしたるとき。
- 之は投票の秘密を侵すからである。
- (4) 右の者が投票を偽造し、又は其數を増減したるとき。
- 之は罰を加重されるのである。
- (5) (1)は三年以下の禁錮、(2)は三月以下の禁錮又は八百圓以下の罰金、(3)は二年以下の禁錮又は千圓以下の罰金、(4)は五年以下の懲役若しくは禁錮又は二千圓以下の罰金に處せらるゝ。

第三項 公務執行妨害の罪——一一九條、一二〇條

- (1) 選挙に關する公務員たる事を認識しつつ、彼等に暴行若しくは脅迫を加へ、或は選挙會場

投票所、開票所を騷擾し又は投票、投票函其他關係書類を毀壞、抑留、奪取したる者は何等選舉に關係なき動機に出る場合でも、犯罪となる。

(2) 多衆聚合して(1)の罪を犯すとき。

(3) (1)の罪を犯す爲多衆聚合し、警察官吏より解散を命ぜらるゝ事三回以上に及び猶解散せざるとき。

(4) (1)(2)(3)の罪を犯さしむる爲人を煽動したるとき。

(5) (1)は四年以下の懲役又は禁錮、(2)は首魁より附和隨行者に至る迄、最高七年以下の懲役又は禁錮より最低百圓以下の罰金又は科料。

(3)は首魁二年以下の禁錮、其他の者は(2)の最低刑と同じ、(4)は一年以下の禁錮又は五百圓以下の罰金に處せらる。

第四項 選舉妨害の罪——一一五條

(1) 選舉人、議員候補者、議員候補者たらんとする者、一切の選舉運動に従事する者又は當

選人に對し暴行若は威力を加へ又は之を拐引したるとき。

註 威力を加ふるとは勿論脅迫を包含するが、脅迫の程度に至らないものである。拐引とは、「だまして現在地より他所へ誘引する」事で、同行を強要したり、選舉權の行使を妨害したりすると猶更である。

(2) 交通若は集合の便を妨げ又は演説を妨害し其他不正の方法を以て選舉の自由を妨害したるとき。

註 自動車、自轉車の借切は交通妨害であり、演説の原稿を隠匿したり遠方の火事を「火事だ」などと通知するのは演説妨害である。或は野次、拍手の濫發等あるとき妨害ありと警察官が認めた時演説妨害となる。

又投票當日、碁を打つに事よせて、それとなく碁敵の投票所に赴くことを邪魔する様なのは、選舉の自由妨害である。

(3) (1)の者又は其の關係ある社寺、學校、會社、組合、市町村等に對する用水、小作、債權、寄附其他特殊の利害關係を利用して(1)の者を威迫したるとき。

註 威逼とは威力を以て逼る事で、經濟上の強者が弱者に對し「〇〇候補に投票あり度し」等手紙を出すだけでも犯罪となる。

- (4) (1)(2)(3)の行爲を、選舉期日に於る投票終了前のみならず投票終了後に於て、選舉に關係して、なしたる者は三年以下の懲役若しくは禁錮又は二千圓以下の罰金となる。
- (5) (1)(2)(3)の行爲をなすべく人を煽動したる者は一年以下の禁錮又は五百圓以下の罰金になる。

第五項 買収、利害關係誘導の罪

(一) 要旨

- (1) 當選を得若しくは得しめ又は得しめざる目的を以て選舉人、又は選舉運動者に對し或は金錢物品其他の財産上の利益若しくは公私の職務の供與、其供與の申込若しくは約束を爲し又は饗應接待、其の申込若しくは約束を爲したるとき

- (2) 或は用水、小作、債權、寄附其他特殊の直接利害關係を利用して誘導したるとき
- (3) 候補者を辭し、立候補を中止し、又は當選を承諾せず、或は當選を辭せしむる目的を以て(1)又は(2)の行爲をなしたるとき
- (4) 投票を爲し、若しくは爲さざること、選舉運動を爲し若しくは止めたること、又は候補者を辭し、立候補を中止し當選を辭したる事、又は其周旋勸誘を爲したる事の報酬とする目的で(1)の行爲をなしたるとき
- (5) (1)(3)(4)の供與、饗應、接待を受け若しくは要求し、又は其申込を承諾し、又は(2)の誘導に應じ若しくは之を促したるとき
- (6) (1)(2)(3)(4)(5)の行爲に關し周旋、又は勸誘をなしたるとき
- (7) 以上の中一般選舉人又は選舉運動者に對する買収、利害關係利用は、總て二年以下の懲役若しくは禁錮又は千圓以下の罰金に處し、候補者、當選人に對する買収、利害關係利用は總て三年以下の懲役若しくは禁錮又は二千圓以下の罰金に處す。
- (8) 以上の罪を犯さしむる目的を以て人を煽動したるものは一年以下の禁錮又は五百圓以下

の罰金に處す。

- (9) 以上の罪によりて收受したる利益は之を沒收し、其全部又は一部を沒收し能はざるときは其價格を追徴す。

(二) 解 釋

- (1) (一)の行爲は總て、選舉期日の公布又は告示以前たると以後たるとを問はず、苟も選舉が將來行はるべき時は、其選舉期日が、的確に豫見されない場合でも犯罪となる。
- (2) 選舉運動者とは、法定選舉運動者に限らず、又其届出をなしたると否とを問はない。
- (3) 選舉人とは有權者にして選舉人名簿に登録せられたる者の外、登録なきも投票をなし得べき資格者及、選舉權なきに不拘誤つて名簿に登録されたる者を包含する。
- (4) 選舉人又は選舉運動者に對する犯罪は、投票を得、若くは得しめ又は得ざらしめられんとする者が、届出又は推薦届出に依つて有効に當選人たり得る地位たる議員候補者と爲ると、否とに拘はらず成立する。

- (5) 特殊の直接利害關係とは、其關係者中に選舉人以外の者の存在するときと雖も、其内容が具體的に實現すると否とを問はず、又其内容を實現するに付議員候補者自ら其權能を有すると否とを論ぜず、苟も選舉人をして事實上特殊の利害關係を感じしむべき事情存在し、其事情は克く選舉人の意思を動かし得べきものなる場合を謂ひ、普通には個人的利害、地方的利害を利用して選舉人を誘導する場合を謂ふのだが、發表する政見なり、意見が國家社會、府縣會の選舉ならば府縣全體の政策問題たる性質を有するものならば假令其政策がひいて地方又は個人の利害に關係を及ぼす事になつても其は犯罪とならぬ
- (6) 利益の供與の申込若くは約束とは、現實に供與を受けなくとも又は相手が申込を拒絶しても、既遂罪になる事を意味する、若し一候補者又は其選舉運動員より利益の供與を受け乍ら、他の候補者に投票したるときは選舉犯罪たると同時に刑法の詐欺罪を構成する
- (7) 數人に對し一個の行爲を以て利益を供與したるときは、之を包括的に觀察し、刑法の想像的併合罪の規定を適用しない。
- (8) 以上の罪は總て未遂を罰しない。

(三) 實例

- (1) 當選を得しむる目的を以て爲された饗應を受けたる選舉人が後日其實費を支辨しても饗應罪となる。
- (2) 法定運動者又は演説若くは推薦狀に依り選舉運動をなす者以外の運動者に對し、飲食物若くは實費を給與するも饗應罪若くは利益供與罪となる。
- (3) 演説會の辯士に報酬を與へ又は必要なる程度を超えた御馳走をすると、饗應接待の罪となる。
- (4) 工場主が其職工の家族を花見宴に招待し、家に歸つたら夫や父兄に、自分に投票する様宜敷く御願ひするなどやると饗應罪となる。
- (5) 選舉人が旅館又は料亭で飲食する際、藝者、仲居其他美貌の女性を侍らして杯盤狼藉の間に色仕掛で「一寸アナタ」なんて搦手から要領を得させると、後がうるさい。即法定運動者に非ざる者に選舉運動をなさしめたる点に於て、第九六條違反罪の共犯となり、

女性を侍らした点に於て饗應罪となる。

- (6) 「次の選舉には俺の地盤を譲つてやるから、まあ今度は俺を援助して呉れよ、頼む」とやると利害關係利用の罪となる。
- (7) 「あんたとこの息子も年頃だ、どうだい、一ついいお嫁さんを世話するが、札を入れて呉れんかな」之も利害關係利用の罪となる。
- (8) 「私、皆さんの御同情により當選の上は縣費で道路を改修し、町立學校の縣移管に努力致し度いと考へてゐます」こんな演説をやると文句なしに利害關係利用の罪だ。
- (9) 地主の候補者の運動員が「秋の年貢はまけてやつてもいい様に且那は言つとつたから、何大丈夫だ、わしがいい具合にやつたる、まあ札を入れて上げる事にしとけ」こんな利害關係利用の周旋或は勸誘罪もある。
- (10) 無産黨の候補者が次の演説をしたとする。
「働く者に生活を、農民に土地を、民衆に自由を、此三つのスローガンによつて私はあ
く迄不斷の努力を續け、無産階級解放の爲に、猛進する熱意を有する事を、諸君、勞働

者、農民、俸給生活者、小工業者、小賣商人其他一般無産階級諸君の前に高調して降壇するものである」

之は利害關係利用罪とはならぬ。

(四) 結語

此買収、利害關係利用が最も盛んに行はるゝ事は今や公然の秘密だから、選舉人諸氏の自覺と反省こそ最も望まじき限りである。とも角、選舉に際しては、口腹の慾に釣られず、さもしい根性は一切出さぬ事である。中にも、酒にきたない連中や、女に目のない連中は最も危険人物だといふ事を忠告して此項を終る。

第六項 投票關涉の罪

(一) 投票所又は開票所に於て、法律上、事實上何等正當の事由なくして、選舉人の投票に對し、

(二) 代書、指示、協議、勸誘の如き容喙行爲をなし、又は投票用紙に記載せる被選舉人の氏名を認知する方法を行ひたるもの。

(三) 何等の權限なきに不拘、又權限あるも法令の規定に依らずして、投票函を開き又は投票函中の投票を取出したるもの。

(四) (一)(二)の罪を犯さしむる目的を以て、何等の方法を以てするを問はず人を煽動したるもの。

(五) (一)(二)共に投票の秘密と自由を侵害する行爲である。
(一)は一年以下の禁錮又は五百圓以下の罰金、(二)は三年以下の懲役若しくは禁錮又は二千圓以下の罰金、(三)は一年以下の禁錮又は五百圓以下の罰金に處せられる。

第七項 危險物件携帯の罪

(一) 銃砲、刀劍、棍棒其他人を殺傷するに足る危險物件を、選舉に關し何等かの意味あつて携帯するとき。

右の物件を携帯して選舉會場、開票所、又は投票所に入りたる時。

- (一)(二)の罪を犯さしむる目的を以て何等の方法を以てするを問はず、人を煽動したるもの
- (一)は二年以下の禁錮又は千圓以下の罰金、
- (二)は三年以下の禁錮又は二千圓以下の罰金に處し、其携帯せし物件は沒收され、
- (三)は一年以下の禁錮又は五百圓以下の罰金に處せられる。

第八項 氣勢を張るの罪

- (一) 選舉に關し何等かの意味ありて、多數集合したり、隊伍を組んで練り歩いたり、煙火、松明等を用ひたり、鐘、太鼓、喇叭等を鳴したり、旗や幟を押し立てたり、マークを附けたり、其他一切の氣勢を添へる示威運動をなし、警察官吏の制止の命に従はざるもの。
- (二) 右の罪を犯さしむる目的を以て、何等の方法を以てするを問はず、人を煽動したるもの。

(三) 之と同じ趣旨は文書圖書に關する制限によつて表現されてゐる。

- (四) (一)は六月以下の禁錮又は三百圓以下の罰金に處し、(二)は一年以下の禁錮又は五百圓以下の罰金に處せられる。

第九項 虚偽事項公表の罪

- (一) 當選を得又は得しむる目的を以て議員候補者の身分、職業又は經歷に關し、虚偽の事項を公にしたるとき。
- (二) 當選を得しめざる目的を以て議員候補者に關し虚偽の事項を公にしたるとき。之は(一)より範圍がうんと廣し。
- (三) 以上の行爲は演説又は新聞紙、雜誌、引札、張札、其他何等の方法を以て爲されても犯罪となる。

- (四)(五) (一)(二)共に二年以下の禁錮又は千圓以下の罰金に處せられる。
新聞紙及雜誌にありては、其編輯人及實際編輯を擔當したる者を罰する。

右の(二)の虚偽事項に關し「必ずしも候補者自身の言動若くは候補者に責任を負はしむべき行爲に關する虚偽の事項のみならず、苟くも候補者に影響を及ぼすべき事項にして、之を公表すれば候補者の當選を妨害するに至るべき性質を有する虚偽事項の總てを包含する」との判例がある。

之は勿論、粗製濫造品の不正競争を防止せんが爲の規定だが、其飛ばつちりが新聞紙、雜誌社に來て、三面記事の如く、大よたを飛ばすわけにも行かず、うっかり何事も書けなくなつてしまつた。事實、機關新聞殊に朦朧新聞は元より大新聞でも、可成り、ヨタ記事が多いので、現に、前の總選舉で、某縣の某候補者の如き、其學歷の記載が、各新聞紙により異り、總て事實とすれば、記載された各専門學校、大學のみの修業年限を合計しても、十五年になつた事を覺えて居る多分こんなのは全部虚偽で、其の候補者自ら虚偽の事實を公表したのに原因すると思はれる。

此規定によつて、百害あつて一利なき朦朧新聞、記者ならまだしも、自轉車にもおとる喜捨乞

食を征伐するも、亦一興ではないか。

第十項 其他

選舉法の罰則に觸れて刑に處せらるゝ時は當選は無効となり、或はあらゆる選舉に於る選舉權被選舉權を停止されること、及其他の犯罪に關しても亦、各々既述した通りである。

(本章第三節乃至第六節參照)

第二章 選舉運動の意義

第一節 序 説

第一項 選舉運動の意義

選舉運動とは、一定の議員選舉に於て、特定の議員候補者を當選せしむべく、投票を得若くは得しむる爲、直接又は間接に、必要且有利なる周旋、勸誘、誘導、其他諸般の行爲を汎稱する。だから、苟くも、特定候補者の爲に、投票を得若くは得しむる目的あり、又は目的ありと認め得る限り、選舉に關する諸般の行爲は總て選舉運動と云ふべきであつて、如何なる行爲が選舉運動たるやは、其爲された行爲其自体に於て、特定候補者の當選を斡旋する目的に出づと認めらるゝ点ありや否やにより決すべく、其は亦、其行爲の爲された時期、場所、方法等より判斷さるべき

ものである。

右の如く、選舉運動とは、特定候補者を當選せしむべく、投票を得若くは得しめんとする一切の行爲を云うのだから、行爲の主体如何は之を問はず、行爲の方法如何、行爲の適法なりや否やは之を問はない。

之に反し、如何に投票を得若くは得しめんとする行爲であつても、其行爲の客体、即當選せしめんとする候補者が特定せざる時は選舉運動ではない。又如何に特定候補者に對する行爲であつても、當選を得しむる目的なく、單に、得しめざる目的あるに過ぎざる時は選舉運動ではない。只當該候補者の當選を得しめざる目的を以てする行爲は、即他の特定候補者の當選を得しむる目的より出づるのが普通であり、其点に於て選舉運動たり得るけれども、他の特定候補者の當選を斡旋する目的なく、又他の特定候補者と意思の連絡ありと認められざる限り、其は選舉運動ではなく、如何に、當該候補者の當選を得しめざる目的を以てする行爲に依つて、他の候補者が利益を得、其が爲當選し得るが如き事があつても、其は單なる反射的利益に過ぎず、かくの如き結果如何は問題ではない。

其と同様、當該候補者の利益を圖らんとした行爲が、結果に於て不利となつても、かくの如き結果如何は、選舉運動たりや否やを決する標準にはならぬのである。

かくして、茲に問題となるのは特定候補者の意義である。

特定候補者とは、勿論一人の候補者といふ意味ではなく、行爲者の意思と直接又は間接に因果關係ある候補者の範圍と個々の候補者其自体が行爲の當時具体的に限定され、一定されてゐる時其候補者を特定候補者と謂ふのである。

例へば一選舉區に於て、甲派、乙派、共に二人以上の候補者あるとき、其甲派の候補者又は乙派の候補者の當選を斡旋する行爲が具体的になされた時は、特定候補者の爲にする選舉運動と云ひ得るのであるが、例へば政黨本部又は支部等が、單に一般的に、其選舉區全体に對する根本的選舉對策を講ずる事は、其選舉區に於て多數を獲得し或は豫定の當選者數を獲得せんが爲になされるのであつて、未だ誰彼を具体的に當選せしめんとする目的ありといひ難きを以て選舉運動と認むべきではない。

とも角七面倒臭い、之位にして次に進む。

第二項 選舉運動と認めらるゝ行爲

選舉運動は特定候補の當選を得せしむる目的を以てする、あらゆる行爲を汎稱するのだから、特定候補者の爲にする目的あり、其目的ありと認めらるゝと、如何に、何でもないと思はれる事でも、何でもない事にならぬから注意する必要がある、即ち

- (1) 宣傳用ビラを適當と認むる場所にたつた一回切り貼布した丈でも、
- (2) 推薦狀や演說會を告知するビラの原稿を作り給仕に謄寫版で印刷したり、其封筒の表書をした丈でも、
- (3) 演說會場借入の世話をした丈でも、
- (4) 演說會の野次を制止したり、演說妨害をした奴をつまみ出す丈けでも、
- (5) 「○○氏愈々立候補を決意す」の立札を掲げた丈でも、
- (6) 地盤侵蝕の監視をなし或はなさしむべく他人に依頼する丈でも、

- (7) 政黨の公認候補者になつたので嬉しがり、善は急げと新聞紙に廣告すると、
- (8) 法定選舉運動者を選任し、或は其選任の豫約をなすと、
- (9) 「立候補の上は萬事宜敷く頼む」と依頼すると、
- (10) 候補者の豫選會、詮衡會の名の下に選舉人を會合し、或は其結果を通知すると、
- (11) 候補者たるべく、決意せる者の後援會を組織して、會員を募集すると、
- (12) 新聞紙の特定候補者に關する提灯記事が時事の範圍を逸脱したと認められると、

早速選舉運動として取締られるのである。とも角選舉人は、選舉氣分に浮かされず、借りて來た猫の様に、おとしなくして居るに限る。出しやばると、えてして、飛んで火に入る夏の虫の物笑ひの種となる危険にさらされて居る。だからと云つて、決して選舉運動をしてはならぬとは諫止はしない。併し、其選舉運動が演説又は推薦狀に依る選舉運動の範圍を超越すると、遠慮なく選舉法第九十六條違反として、一年以下の禁錮か、輕くて、五百圓以下の罰金に處せられるから何事も親切第一の世の中、一言御忠告迄。

第三項 選舉運動と認められない行爲

- (1) 「議會解散宜しく頼む」と選舉人一般ではなく、政治上の同志や有力者に打電する行爲、
- (2) 立候補を誑つて居る者を勧誘して立候補させたり、出馬したくて、ムヅムヅして居る者を、親切から諫止して斷念さす行爲、
- (3) 供託金を出してやつたり、運動資金を寄附名義で供給したり、選舉運動費用を借入れたたり、又は融通してやつたりすること、
- (4) 後援會を組織しても、被後援者の人格敬慕又は政治的勢力の擁護に過ぎない様な、例へば、克堂會とか、床次會とかを組織し其會員を募集する行爲、
- (5) 「敢て立候補す」と堂々と立候補の宣言書を發送し投票依頼に及ばないもの、
- (6) 政黨の公認を求むる行爲、
- (7) 政黨の本部又は支部が、公認候補者を單に公表するに止るとき、

- (8) 法定選挙運動員となつて呉れるつもりはないかと問合せたり、「選挙事務所として借入れ度いが御都合如何ですか」と問合すに過ぎないとき、
- (9) 人夫を雇入れたり、人夫や僕婢や給仕のなす様な單純な勞務を提供する行爲、
- (10) 選挙運動の依頼を受け其報酬を貰つたに止り、積極的に何等の行爲もしないとき、
- (11) 「○○候補夫人はしとやかに語る」といつた談話記事、或は挨拶とか、感想録の如きもので、投票の依頼に及ばないもの、
- (12) 印刷屋が、ビラや推薦状を印刷する行爲、
- (13) 選挙期日後、即ち選挙終了後、當選御禮の意味で、選挙区内を自動車で乗り廻したり、一々參上致すべき筈の處、殘務處理に忙殺されて新聞廣告したり、一錢五厘の禮状を奮發したりする行爲、

右の様な行爲は、大体、特定候補者の當選を得しむる目的を以てする行爲と認められず、或は單純なる立候補準備の爲に必要な行爲として、選挙運動とはならない。

第二節 選挙法第九六條の意義

第一項 總 説

第九六條「議員候補者、選挙事務長、選挙委員、又は選挙事務員に非れば選挙運動を爲すことを得ず、但し演説又は推薦状に依る選挙運動は此の限に在らず」

此規定の解釋に付き、昭和五年七月十九日を轉機として革命的變革を來し、演説又は推薦状に依る選挙運動は、立候補届出前に於ても爲し得るに至つた事は前述の通りである。

今此規定を素人が虚心坦懷に譯解すると次の如くなる。

「第九六條は其本文を以て選挙運動をなし得べき資格者即選挙運動の主体を制限し、選挙運動の主体は原則として、立候補届出後に於てのみ存在する、議員候補者、選挙事務長、選挙委員、選挙事務員のみ適法に選挙運動をなし得るものとし、其但書に於て、演説又は推薦状に依る選挙

運動に限り、主体の除外例を設け、廣く第三者をして其運動をなす事を許すといふ意味に過ぎない。

之を大審院第三刑事部が學者振つて曲解すると次の如くなる。

「第九六條は其本文に於て法定選舉運動者に非ざる、第三者の選舉運動は、立候補届出後のみならず、立候補届出の前後を問はず廣く禁止する趣旨を明にし、其但書に於て、演説又は推薦狀に依る選舉運動のみは選舉の自由公正を保持し、選舉の取締を爲すに害なき事を認めたるが爲に本文の禁止を解き、廣く第三者に、立候補届出の前後を問はず、此の種の方法に依る選舉運動を許容したるものと解せざる可からず」。

同じものを讀んだ筈なのに、之丈け讀み方が違ふのである。法律で大分むつかしいものだと聞かされて居るが、讀み方から早速二通りもあるのだから、吾々素人にはとんと要領を得ない。「依らしむ可らず、知らしむべし」の立憲政治の世の中に、「知らしむべからず」の難解の法律が多い事ではある。

併し法律は社會規範だから、實際に基いた、社會の一般普通人の解釋を以て、最も正しい讀み

方とせねばならぬ。法律は決して、學者のみの玩弄物であつてはならぬ。法律は學者の如く讀むべきではなく、權威あるもの如く讀むべきである。

何故かと云うと、昔から「論語讀みの論語知らず」と云う諺もあり、利巧だ利巧だと自惚れてゐる奴が、馬鹿だ、馬鹿だと馬鹿にして居る奴より、案外より以上馬鹿だつたと云ふ、喩へ話でもあるから。

又尋常一年生の兒童が小學讀本卷一を開いて、「ハタ、タコ、コマ」と元氣よく讀んで來たが行詰つた。其處には、鳩の繪が描いてある。そこで、一段と聲を張り上げて曰く、「ハタ、タココマ、トリ」と。鳩は鳥には違ひないが「トリ」と讀むべきでなく「ハト」と讀むべきである。大審院の解釋なんて、大体こんなものではないか。

如斯ナンセンスな解釋に服従して、是から選舉運動は律せられて行くのだから、他愛もない話である。殊に大審院は「選舉運動費用額、選舉委員、選舉事務員、選舉事務所の數に關する制限の規定の存するが如き事由も亦上記論結を翻すに足らず」と論斷した。勇ましなぞ云ふ限りなしである。

昔から「獵師山を見ず」といふ事もあるが、大審院のは「盲人、蛇におちず」である。分つた、分つた、もうよしてくれ、はらはらして見て居られない。

第二項 演説に依る選舉運動

「演説とは多衆集合の場所に於て其多衆に對し、直接且口頭を以て、一定の事項を講談論議するを云ふ」との判例がある。

すると多衆集合の場所とはどんな場所か、多衆と云ふ限り、普通は不特定多數の人を意味し、二人以上たるを要すると解せねばならぬ様だが、必ずしも二人以上たるを要せず、一人でも偶然來合せた一人であれば、其者に對し、口頭を以て講談論議する事は演説だと云ふべく、戸別訪問個々面接と解すべきではない。

其講談論議も、滔々懸河の辯を振ふ必要はなく、如何に訥辯でも、如何に簡單でも、甚しいに至つては單なる投票依頼の挨拶に過ぎないと思はれ得る場合でも、演説たるを失はない。又、直

接且口頭といふけれども、ラヂオ或は高聲電話を利用し或は蓄音機に吹込んで、間接になす場合をも演説だと解せねばならぬ。

演説に依る選舉運動とは、以上の方法に依り、特定の議員候補者の當選を得せしむる目的を以て、投票を得若くは得せしむる爲にする一切の行爲を汎稱するのである。

其は、一時的なると、連続的たるを問はず、獨立して爲すと、從屬關係なき限り候補者と共に之をなすとを問はず、組織的なると否とを論ぜず、演説會場の借入、其他の準備、其費用を負擔し、或は演説會場の日時、場所等を新聞紙上に廣告し、或は準備の爲に人夫を役する等の行爲より、演説を爲し、演説會の終了、其後始末に至る一切の行爲を包含するのである。

併し特定人を會合して、一場の挨拶を申述べる事、殊に選舉人數人を招き、運動或は投票を懇談的に依頼する行爲は、演説による選舉運動と認むべきではなく、又演説會を開催して貰ひ度いと依頼したり、野次防止團や警備隊の如きものを組織して、演説會場に於て、野次を制止したり、妨害する者をつまみ出したりして、演説會場を整理して、演説を無事に終了せしめんとする如き行爲は包含されず。

右の行爲をなす爲の選舉事務所或は共にまぎらはしきものを設置する事は許されない。選舉事務所は假令、演説又は推薦状に依る選舉運動のみに付てのものであつても、選舉事務長以外の者は斷じて設置する事は出来ないから充分注意せねばならぬ。

かくして演壇に立てば、遠慮なく、投票依頼をして差支へなく、首の骨が痛くなる程、叩頭しても問題にはならぬから安心して可也である。精々ロボットにでもなつたつもりで、愛嬌を振りまいて然る可しである。併し、演壇にも立たず、演壇の下にかしこまり、呉服屋の番頭の様なシヤ宜敷くあつて、挨拶するが如き行爲は、第一不見識極る話だから、たとひ、問題にはならなくとも斷じて避く可きである。殊に辯士出入口の隅に座り込み、尾上松之助の女形の様な恰好で、お目見えする候補者の如き行爲に至つては、斷じて演説による選舉運動と目し難く、聽集の数が一見して何人たるかを識別し得らるる程度ならば、たとひ演説會場であつても個々面接として、嚴罰に處す可きを至當とすと信ずる。

以上の演説による選舉運動は、立候補の前後を問はず、選舉期日の公布又は告示の日以前でも之を爲し得るのであり、第三者と雖も、自由に且獨立になし得るのである。

第三項 推薦状に依る選舉運動

「推薦状とは、特定又は不特定の選舉人に對し特定人を議員候補者として推薦する趣旨を記載したる文書にして、特定又は不特定の選舉人に到達せしめ、其受けたる者に於て推薦者の何人たるかを知る事を得べきものを指稱する。」との判例がある。

内務省及司法省の行政解釋はより具體的に、「以上の文書にして書狀の形式を具備するもの、又は選舉人に個々の到達せしむべきことに依り、社會通念上書狀と同一効用を有するものと認めらるゝもの、例へば某々を議員候補者として推薦する趣旨の新聞廣告の如きものを謂ふ」と説明した。

推薦状とは、文書にして書狀の形式を具備したものを謂ふのだから、信書即封書、ハガキ、電報は勿論、其内容が特定候補者を推薦する趣旨を記載したものは推薦状であるが、張札、立札、立看板の類は如何に特定候補者を推薦する趣旨を記載しても推薦状ではなく、其他のものでも書

狀の形式を具備しないものは包含されないものである。

又個々の選舉人へ到達すべきことに依り、書狀と同一効用を有するものと認めらるゝものを謂ふのだから、推薦廣告を掲載せる新聞紙、雜誌、通信、報告、等でも、自動車或は飛行機上より撒布すると推薦狀に依る選舉運動ではない。

又推薦する趣旨を記載するとは、單に推薦する者を記載するに止らず、「願ハクバ貴下ノ清キ一票ヲ賜ラン事ヲ」或は「御同情ヲ乞フ」と記載する事をも包含し、甚しきに至つては、投票の依頼のみを記載しても、投票の依頼其自身に既に推薦するの趣旨ありと認むべきものだから、別に差支へはない。

又其推薦狀は特定人を候補者として推薦するものだから、自己推薦狀は茲に謂ふ推薦狀ではない併し立候補届出前に於ては例外として之が許さるゝのである。

即ち、昭和六年八月一日、内務省が次田警保局長名を以て地方長官に發した通牒に依れば、

「議員候補者たらんとするものが立候補届出前に於て自ら演説による選舉運動をなし、又は自己推薦の推薦狀を出す行爲は、何れも法第九十六條但書に所謂、演説又は推薦狀に依る選舉運動に

包含せらるべきものとす」と解せらるゝに至つたのである。

推薦狀に依る選舉運動とは如上の方法に依り、特定候補者の當選を得せしむる目的を以て投票を得若くは得しむる爲にする一切の行爲を汎稱する。

其れは一時的たると、連続的たるとを問はず、獨立的になすと、候補者或は法定選舉運動者と共同になすとを問はず、組織的たると否とを論ぜず、推薦狀の起草は勿論之が配付するに付ても其推薦者たると否とを問はず、誰でも之を自由になし得るのである。

併し、名刺のみを郵送したり、推薦狀を出して呉れと依頼したり、推薦狀を出さないかと勧誘したり、推薦狀發送の爲勝手に選舉事務所又は之にまぎらはしきものを設置したり、投票し呉れるや否や等の回答を求むる文句を記載したりする事は推薦狀に依る選舉運動ではなく、之は許されない。

かくして、發送する時は、書狀ならば、封筒の裏面に必ず推薦者の住所氏名を記載すべく、新聞紙の廣告ならば、同様推薦者名義を記載せねばならぬ。又、推薦狀其ものには、信書を除き、表面に責任者の住所氏名を記載せねばならぬが、封筒に入れた場合は記載せずとも差支へはない

之を郵便或は新聞廣告或は信書ならば人夫の手により配布すればよい。

第三章 表面戰術

第一節 序 說

戰はん哉、時期來る。

選舉期日は正に公布され、告示された。

此日天日暗く、風強し。

されど知人、友人を總動員して、群雄集ふ逐鹿戰場に馬を進めんとする。

何たる壯絶。

光芒永く空に舞ひ、政戰の展開今や至る。

言論、文書に依り堂々の陣を張らんとする、候補者の感懷果して如何に。

こう云へばとても素張らしいが、實際はそんなに大したものではない。其は次の如くである。

候補者は大抵政黨に所屬する。だから候補者の言論戦や文書戦は同時に亦政黨の言論戦や文書戦でもある。

政黨は、國民の輿論の支持を受け、選挙的勝利を獲得する爲に、あらゆる機關を總動員し、あらゆる苦肉の策を弄して盛澤山の題目を掲げて國民に呼びかける。「好景氣か不景氣か」なんて云ふスローガンも其だ。十大政綱と云ひ八大政策と謂うのも其だ。其が實行出来るかどうか、其を實行するつもりがあるかどうか、そんな事は次の次である。とも角勝てばよい。だからこそ一夜作りの選挙題目もあらう。政策的欺瞞もあらう。分り易く言へば、如何にして國民をペテンにかけるか。之が選挙對策の中心だ。又選挙法の不備を利用して、如何にして、偽造の多數を制するか、之が選挙第一主義だ。

かくして、勝てば「國民の歴倒的信望をかち得た」と稱し、負くれば、「巧妙なる選挙干渉の結果だ」と謂ふ。どつちにころんでも、國民に取り、大して幸福な事でもなさそうだ。之が現在の選挙の呪う可き實際であり、政治の悲しむ可き現實である。

國民は何よりも先づ、なでる風をして、なぐられたり、さする風をして、こづき廻されたりさ

れない用心が肝要である。

候補者とても同じ事だ。平素、一度たりとも考へて見もせず、ろくに理解さへない事を憶面もなく、我輩年來の主張だなんて吹き飛ばし、當選すれば、何處を風が吹くかと、涼しい顔をして居る奴が案外多いから、選挙人は餘程、冷靜に注意する必要がある。

昔から「人を見たら泥棒と思へ」といふ事がある。今は「政治家と云へば手品師と思へ」、「候補者を見たら狂言師と思へ」と云ひ度い。何事も悪意に解釋する事は感心すべき心掛けではないが、今時の政界や選挙界の實際を知るものに取つては、郷に入れば郷に従へで、蓋し已むを得ない。

ところが選挙人は概して、

「うまく行きましたら、おなぐさみ」の如きものを面白がつて、我勝ちに拍手して居る始末であり、候補者と云ふ太郎冠者の口車にのせられ、後になつて「ヤールマイゾ、ヤールマイゾ」と地団駄踏む事のみ繰返して居るのだからなさない。敢て選挙人諸氏の猛省をうながす次第である

第二節 言論戦

言論は自由なるを原則とする。其は憲法の明言する所である。併し原則には例外が附随する。我治安警察法によれば、政事に關し公衆を會同する集會を開かむとする時は、其が有権者だけの會同でない限り、發起人は開會前三時間に警察署に届出でねばならぬ。又屋外に於いて公衆を會同せむとする時は、發起人は十二時間以前に之を届出でねばならぬ。かくして一旦許可になつても、安寧秩序を紊す虞れありと認めらるれば、演説は忽ち中止され、安寧秩序を保持する爲必要なる場合には、直ちに演説會は制限、禁止、解散される事となつて居る。

だから、自由と云へば自由だが、不自由と云へば不自由でもある。

よく警察官が「辯士注意」と注意して下さる。「辯士注意」など云ふ事は別に法令の根據があるわけではないが、警察官は元來安寧秩序保持を其使命とするのだから、「辯士注意」とやられても已むを得ないので、抗議など申込むと早速檢束される虞れがあるから辯士注意すべきである

殊に「注意」はそんな事ばかりしやべると中止を喰はずぞといふ豫告だから、「御親切有難う」と厚く御禮申すのが至當である。

由來、警察官程割の悪い役目はない。昔の與力、同心も同様で、活動寫真にでもなれば、阪妻や河部の扮する長脇差のみ馬鹿に強くて、捕方は馬鹿に弱くて、お話にならぬ様になつてゐる。十手の偉力なんて微塵も見出されない。

無産黨の連中は眼の仇敵の様に「ポリ公」と一概に輕蔑し、「犬」と單純に憎惡する。一般人は「お廻りさん」と、何だか薄つぺらな人間の様な呼び方をするし、「高が巡査上りのくせに」と必要なきに嘲罵する。子の親からは「泣くのじやない。泣くとお廻りさんに連れていつて貰うよ」と幽霊や鬼より恐怖すべきものゝ如く扱はれる。

而も、人の行樂に時を送り、清遊に日を忘るゝ時、警察官のみは、劇務に追はれて、春を過し秋を送る。

人の寢床に入りて、一日の疲勞をいやす時、警察官のみは徹宵徹夜疲勞のみ新なりである。勞多くして報ゆるゝ事の余りに少き。

私は、衷心の敬意を表すると共に、満腔の同情の涙を禁じ得ない。

警察官と雖も人間である。血もあれば、涙もある。而も其職務は、上一天萬上の陛下の警察官として、國家其もの、社會其もの、秩序を維持するを以て目的とする。其處には資本家もなければ労働者もあり得ない。況や、其社會的地位に於て、明かに一個の無産階級であり、彼等は大部分無産階級の子弟である。若し、警察官にして其職務の執行適正を缺き、公平を失ふことありとせば、其は警察官自身の罪にあらずして、彼等を事實に於て、駈り立て動かしたるある隠れたる力と、彼等と遇するに余りに冷酷なる一般民衆の無理解に原因すると斷言する。

昔ある所に一人の警察官があつた。一辯士が「私は反共産主義であります」と言つたに對し、「辯士中止」を與へた。理由を問はれて曰く、「私は半共産主義であります」と解したからだ。

こんな、ナンセンスもないではない。最近に於ても、田中内閣の時には、左翼言論の彈壓は勿論、民政黨の候補者の言論に對しても、可成りの手心を加へた事例に乏しくはないが、濱口内閣は言論取締方針を一新して國體を變革し、或は社會の根本的機構を動搖せしむるもの以外は自由放任する態度を取つた。又警察官の素質も次第に向上して、辯士の片言雙句を捕へて、其言論の

自由を制限する様な低能はなくなつた。

此言論取締方針の一變により、悲喜交々の連鎖劇を演じたのは無産黨である。昔は、

「我々労働者農民は……………」 「辯士中止」

「資本家地主の政府を……………」 「辯士中止」

かくして左翼の言論等、ろくに、しゃべるか、しゃべらない中に忽ち「辯士中止」で片付けられて居た。だから、無産黨の連中も、論旨に詰つて來ると、左翼的言辭を弄して中止を喰ひ、罪を警察官に轉嫁する事によつて、演説の破綻の繻縫を講じてゐたのだ。

かくして、何時も柳の下に鱒が居るもののみ思ひ込んで居た、無産黨の闘士は、「濱口反動内閣が」等とやつて二の句が出ないといふ醜態を暴露した。「中止」を喰ふ事によつて演説會の景氣を煽るに腐心して來た無産黨の戦術は「中止を喰う」其場面を見たさに、押しかけて居た聽集否觀集の興味と共に、今は昔の語り草となり、無産黨の辯士は貧弱なお里をさらけ出して鼎の輕重を問はれてしまつた。

無産黨の辯士ほど玉石混淆の甚しきはない。

戦旗や文藝戦術の暴露記事を其儘鸚鵡返しにやつてのけて得意満面である。御自分のしやべつて居る事に何れ丈理解があるのか、頼りない事夥しい。こんな手合が社會主義の共產主義のとはざくのだから、狂人に刃物を持たしたと同断手の付け様がない。殊に、警備隊などと稱して赤の腕章をひけらかして、いつかどの辯士面して右往左往して御座る連中に至つては、見る丈で頭痛の種である。

其演説會にしても、がさくして如何にもだらしない。随分彼等の運動に對し、理解と同情を持つ一般民衆に取つても、其演説會の空氣を見て幻滅の悲哀を感じ、彼等から背き去るだらうと思はれる。今少し上品に、規律的になれないものか。「鐵の規律」が何處にあるか。低級なる烏合の衆、其を統率し、彼等を喰物にする、だら幹、こんなことで無産黨が大衆化するわけがない。其は資本家、地主の彈壓のみに原因しない。更に一段の自己反省すべき余地があるのではないか。

政戦正に酣になると、各候補者は其個性を發揮し空景氣を製造する爲に大童である。先輩を通じて知人を介し、禮を厚うして、名士を應援に引き出さうとする。正真正銘の名士は、仲々おいられと應じて呉れない。曝しものになつてゐるのも知らずに、いい氣になつてゐる方々は香具師の様に、論文を持ち廻つて、「そんな大學はあつたかな」てな所で博士號を貰つた先生や、アメリカやフランスの哲學博士とか、名譽博士とか、蠅取博士とか、至極あやしい、肩書を廣告にして漸く存在を維持して居る、えらい學者位のものだ。こんなのはまだよい。やれ陸上競技の選手だとか、やれ水泳の世界的選手とか、やれ、ラグビーのウイングだとか、やれ、日本のペーブルースとか、なん申すマネキンボーイを陳列して、鼻の穴を一段と廣げて御座る候補者もあるのだからなさない。更に、名妓か見ず轉か知らぬが、藝者を引張り出す。弘法大師の一代記ならまだしも、候補者一代記を映寫して見せる。常設館の幕合を利用する。レコードに吹き込んで配布する。

有田ドラッグの廣告より、タチが悪い。悪趣味も茲に至つて極まると云はねばならぬ。無産黨なら、さし詰め、直訴犯人の北原泰作や、第一世煙突男等を引張り出す事だらう。引出される奴も奴なら、引張り出す奴も奴、テンデ問題にならぬ。よく、應援辯士が、

「〇〇先生は次の内閣になれば、きつと大臣になる人です。我々は先生により初めて、我々の大臣を持つ事が出来ると信じます。皆様の御後援をお願いする次第であります」
次の内閣になつて見ると、大臣どころか、政務次官にもならない。こんなのは虚偽事項公表として、檢舉すべきを至當とする。

代議士などになり度い連中は、大概虚栄心が強いから、學歷や經歷にも大分嘘があると思つて差支へない。専門部卒業なら、大學卒業といひ、學校の表門から裏門へ通り抜けて來た位のが何々學校卒業と云ひ、若い頃アメリカにでも行つた事があると、パチエラー、オプ、アーツ、と云ふ肩書に早變りすることはないとも限らぬ。

無産黨でも可なりひどいがある。小學校もロクに出てないのが「私が東京の大學で勉強してゐる時に……」なんて與太を飛すのがある。誠に持つてさもし根性である。

さもし根性で思ひ出したが、他候補の人身攻撃をやり、三文の價値もない様にこき落すのは賞めた態度ではない。昔代議士にも蝙蝠安といふ口の悪いのが居たが、人の悪口を云ふのは自己の人格の下方を證明する丈のことで概して徳にならぬ。まして、刑事被告人などを賞揚するに至

つては沙汰の限りである。

又應援辯士がよく次の様に云つたり宣傳したりするだらう。「投票は最も有力な政黨に所属する候補者に投すべきである。又最も人氣があり最も當選可能性が多い人物に投するのが本當だと思ふ。小數黨や無産黨に投票した所で、何等の効能もなく、落選しさうな人に投票した所で無駄になつて仕舞ひます」と。こんなのは一種の選舉干渉だと信ずる。

政府黨や、多數黨のみ擁護するのは事大主義者か現状維持論者だけの話であり、投票が無價値になるのは大部分現行選舉法の不備に原因する。

よし、自己の投票をした候補者が落選しても、其候補者及彼の屬する政黨に對する、眞面目なる民衆の支持を表明するものであり、如何に其が現在死票となつても、將來に對する礎石となるのであり、斷じて無意義ではない。選舉人は詭辯や、目前の小利にまどはされず、確固不拔なる信念を以て、眞に自己及自己の階級の生活を改善し、國民一般の幸福を増進し得る政策を掲げ、其を實行する熱意を有する政黨に所屬する候補者のみに諸氏の清き一票を投すべきでなければならぬ。

第三節 文書戦

現在の政治は輿論の政治だ。選挙に勝たんとせば、輿論の支持が何よりも必要だ。輿論とは、政治社会に於て、自由に發表される最も優勢な意見である。其は一般公衆の意見であつて、決して、議會の意見、政黨の意見、階級の意見ではない。

ところが輿論は發生するのではなく、作成される。併し作成されると言つても、政府が何時迄も秘密主義で押し通し、彈壓又彈壓では輿論等發達するわけがなく、社會の複雑化に伴ふ種々の政治上の事件に對し民衆の理解が充分でなければ、輿論等構成さるゝ筈がない。

そこで、言論、文書の自由を保障して、容易に、政治上の意見を發表し得る様にすると共に、其個々の意見を整理、統一する機關が完備し、通信機關も發達し、他面公民教育を助長する方策が必要となるのである。

現在の政治社会に其輿論を作成しつゝある最も有力な機關は勿論新聞紙と雑誌だ。

新聞紙雑誌の使命は専ら茲に存する。新聞記者が無冠の帝王などと誇稱しつゝあるのは之が爲である。

だから本來新聞紙は公器であり、嚴正中立、不偏不黨たるべきものである。ところが事實は正に正反對で、御用新聞、機關新聞、朦朧新聞が至つて多い。其記者が又ごろつきと擇ぶなき、低級下劣な者が多く、偏狹卑屈なる意見を公表して民衆を誤らしめ、或は善良なる人士の名譽を毀損し、或は人の弱點を握つて、之を脅迫する如き手合が少くない。

最も、質の悪いのは週刊とか月刊といふ朦朧新聞である。何だ彼だと名目を構へて、一圓や二圓の金を乞ひ歩く。勝手に廣告を掲載して置き乍ら、事後に其廣告料を強要する。其發行するときは、糊と鉄で舊聞だが新聞だけ譯の分らぬものをでつち上げる。其も面倒になれば其編輯を印刷屋に依頼する。頼まれた印刷屋は心得たもので、兼ねて保存せる、朦朧新聞専門の原版を取捨撰擇して紙面をうづめる。出來上つた新聞紙は題號のみ異り、其内容殆ど其軌を一にするといふ奇怪なる現象を呈する。

年末、年始、中元、暑中見舞、の候はこんな新聞の草芽立ちで、安つばい祝發刊が簇出する。

選挙にでもなれば、益々其數を増すのを例とする。

候補者もうるさいから、こんな新聞を逆用して、提灯記事を書かす。時事問題の書けぬ無保証新聞には、推薦廣告や立候補の廣告を満載さす。こんな新聞記者を稱して醜聞記者と云ふ。

機關新聞になると、可成り堂々として居る。其記者と雖も、月給正に三十五圓也てな顔はして居ない。えらいものである。其社説に於て、圖々しく自派の候補者を推賞する。時事の報道に事よせて、自派候補者の演説會だけは聴衆無慮八百、氣勢大いになるが、反對派の候補者の演説會は聴衆僅かに五十、更に一段の奮闘を要すると多少手心を加へ巧妙にペンをまげて書く。或は號外を發行して、自派の候補者の動靜を報道する。選挙人はかくの如き機關新聞や朦朧新聞に極力警戒する必要があらう。

演説は概して、選挙人の感情に訴へる。純真なる選挙人は容易に興奮し、ヒヤ／＼と拍手し勝ちである。

文書は主として選挙人の理性に呼びかける。選挙人は單純だから、讀むのでなくて、讀まれ勝ちである。

だから、平素から、せめて、大阪朝日とか大阪毎日とか云う定評のある、大新聞を熟讀して、公正なる政治的意見の變遷と推移を考へて置く位の用意が望ましい。

一時電報が大流行したが、最近餘り効果も上らず、却つて反感をそゝる不利益があるので、大分下火になつて居る。

それもそうだらう。安眠して居る時に、始終「電報」と驚かされたのでは神經衰弱になつてしまふ。まして其治療代を呉れるわけでなし、陰乍ら随分恨まれるに定つて居る。

それが、お上さんの口から口へ傳へられると、恐るべき輿論を構成する危険がある。相當金がかかつて之位割の合はぬものはないから、下火になるのも無理はない。

現在、文書圖書に關する制限に依つて、引札や張札の色や寸法迄制限されて居るが、色等は別に制限する程の事もないだらうと思はれる。二色だと、スタンダールの小説じやないが、赤と黒が最も力強く視覚に映するせい、無産黨のポスターなど殆ど赤と黒である。

とも角、言論や文書に對し、餘りやかましい事を云はず、選挙運動を言論戦と文書戦に集中せしむる方策を取り、選挙費用の大部分も之に傾けて、正々堂々の陣を張るの餘儀なきに立至る様

候補者を誘導すべきではないかと考へる。こんなものを餘り制限するから、特に文書戦など千變一律となり、個性の發現が不可能なので、勢ひ他の不正なる、個性發現の道を求むる傾向なきにしも非すと云ひ得ないであらうか。

第四章 裏面戦術

第一節 地盤の協定

今時の政黨特に既成政黨など公黨でなく、私黨である。所謂幹部の私黨であると共に、有力者のクラブの様なものだ。日本俱樂部や工業俱樂部と大して程程があるとは思はれない。其黨員と名の付くものでも、政綱政策の如何により、政黨所屬を決めて居る者は少い。

政權を掌握する可能性のある有力者に喰ひ付いてさへ居れば損はあるまい。其相當の事をしとけば、幾分か利子が付いて其相當に返つて呉るだらうと當にして居るのが黨員だ。

極端に言へば、有力者が政權から遠かり、即所謂野黨時代には、おあづけを喰つた狎の姿が黨員であり、有力者が政權にあり付けば、鼻をクンクンならし、尾を盛んに振つて、政權といふ食卓の周圍を喫ぎ廻つてゐるのが黨員だ。そして、有力者の喰ひ残した残飯や魚の尾をあてがはれ

て我黨内閣を謳歌してゐるのである。貰ひ損ねたり、喰ひ足らなかつたりすると、脱黨だとすねて見せる。丁度、料理屋や宿屋の板場を廻つて客の食ひさしを貰つて歩くルンペンの姿である。呉れない家には決してよりつかないから。

其適例は黨大會に見る事が出来る。

鐘太鼓で狩集めた民衆に、只で大盤振舞をする。施餓饑なら誠に殊勝の至りであるが、そんな美しい氣持でやるのではない。今時の政治家に打算を超越した善人なんてあるわけがないから。只だと幾分か氣がさすのか、五十錢位會費を徴集する事はあらう。其五十錢と引換へに、一圓乃至一圓五十錢もしさうな、折詰と正宗二合瓶一本、事によれば手拭を添へて呉れるだらう。そして一個三錢位の造花を胸に喰付ければ、一人前の黨員が出来上る。「やつぱり政友會は景氣が宜敷しいな」「イヤ、民政黨でなけりやあきまへん」かくして、所謂地盤の培養が行はれる。

地方鐵道もつけてやらう。道路も改修してやらう。ア、其も考へところ、ウンヨシ／＼、心配すな、何も彼もやつてやる。かくして地盤の開拓は行はれる。

選舉になると、氣前よく金を投げ出す。饗應、接待をする。投票の買収をやる。ブローカーに

もうまい汁を吸はせる。ケチ／＼せずに金を使ふ。こんな事を二、三度繰返すと地盤は強固となる。あの人は金放れがよい。何とか色をつけて呉れるだらうと、此方からにははさすとも先方が飛び付いて呉る様になると地盤は金城湯治となる。

萬事かくの如しだから、議員にならうと思へば、少々の屋台骨等早速ヘン折れてしまう。貧乏もするだらう。さかさに振つて鼻血も出なくなると、議員稼業も、おしまひだ。支部長や、縣會議長さへ、金があるか、金を作る力がなければ、到底満足につとまらない。何か事があると宴會だから、宴會費用丈でも容易の事ではない。代議士が選舉區に歸る毎に、少くとも五百位の金は絶對的に必要だ。三井や岩崎の様な大金持がさうザラにあるものじゃないから、こんな事をしとれば、行詰る。已むを得ず、利權をあさる。政黨は政權を濫用して資金を吸収する。どうせ始めから手段を撰ばない投資だから、回収に手段を撰ぶ筈がない。疑獄事件の起るのも無理はない。大臣級位になると自重もし、見えすいた事もしないが二期三期位の間が最も露骨だと思はれる。地盤政策の第一階梯は金だ、次は人心收攬である。

年始とか、暑中見舞は選舉人一般に骨を齧ます出す。旅行でもすれば、旅行先から繪ハガキの

一葉も、必ず有力者に出して置く。幹部級になると、遊説する時は、豫め遊説地の有力者へ挨拶状を發送する。之を貰つた方では、丁寧な人だと思ふ、ア始終ハガキを下さるのに、今度は札を入れて上げんとすまぬと考へる。其を、堂々たる幹部から貰うと、一面識のない者でも、流石らしい人は違ふ。親切なものだ。わざわざ挨拶状迄貰つたのだからと好意を持つ。人氣は次第に高まる。かくして個人に對する好意は政黨に對する好意となる。

相當丸持の地方有力者があつたとする。之を自派から立候補さすべく白羽の矢を立てると、何々總務が附添つて總理大臣とか總裁に面會さす。「閣下〇〇君を御紹介します。〇〇縣の有力者です、今度は出馬して貰うと思ひます。「ア、其はよい事じや。〇〇君今度は是非君にお願ひせねばならぬ。國家の爲に一つ骨折つて貰ひ度い」と君でなければならぬ様に云はれると、大概感激して出馬する。

近頃流行の政黨本部で開かれる講習會でもそうだ。一通り政策の講習が終ると、大臣や前大臣が出席して講習員の意見を聞き質問に答へる。「〇〇大臣に質問します、〇〇大臣の御答辯を願ひ度い」と講習員一躍代議士になつたつもりでいい氣持である。

政治家はかくして人心を收攬する。

愈々選舉が近くと、地盤割を定め、各候補者の間に地盤の協定をする。之が最も重大である、協定が不成立に終ると同志相争うの結果共倒れとなる危険がある。ところが議員候補者も相當數に上るから仲々協定は成立せない。其間、金品の授受が行はれたりする。次は君にゆづるから今度は僕を出して呉れと協定して出ても、議員の味が忘れられず、次の選舉になつても地盤をゆづらないので、あてがはづれた相手は憤慨して反對黨に走り、猛烈な對抗戦を演じた事例もある。大体、地盤を譲るとか、賣るとかいふ事がけしからん話しであつて、選舉人は何時の間にか賣られたり、買はれたりしてゐるのだ。選舉人の人格を無視し人を愚にする之より甚しきはない。之に比べると、無産黨の地盤は遙に合理的である。労働組合、農民組合、水平社が其だ。

一の組合がまとまつて一の政黨を支持するとは限らないが、組合より寄附金其他を募集して、選舉費用に當て、選舉人は金を出して投票するのだから、金を貰つて投票もしない様な今迄の選舉人に比し、格段の差と云はねばならぬ。

第二節 ブローカー

一口にブローカーと云つても、種類は多い。媒介、周旋、紹介、世話等をやつて居る奴は皆ブローカーだ。とも角、人の禰で角力を取り、大して勞せずして、口先三寸で人を胡魔化し、其間のサヤを取る連中が其だ。大体善人には出来ない仕事だからロクな商賣ではない。

一例を擧げて見る。結婚媒介所が其だ。一寸垢抜けのした罔を使つて結婚難に惱んで居る男の血を吸はせる。妾を世話して、助平爺を消耗せず。とても氣の弱い者には出来ぬ商賣だ。之に似たのに、イカサマホテルや宿屋に引つ張り込んだり、魔窟に連れ込んだり、外人を本牧ホテルや砂風呂へ案内したり、する奴もある。或は、牛太郎、引子、遣手婆もブローカーと云へるかも知れぬ。

次は職業紹介業だ。女給に世話して、十五圓も二十圓もセビリ取る。お目見得女中を差向けて善良なる家庭を胡魔化す。デパートのシャンを引つこ抜いて美人座などへ持ち込む。決して綺麗

な商賣ではない。

次は土地、家屋周旋業だ。逼塞しかけた家の弱味につけ込んで、焚物代位で家屋を買取り、五割も十割もの利を取つて他に賣り付ける。

次は取引所員、仲買人、走りが其だ。賣つた、買つた、と騒ぎ廻つて濡手に粟の巨利を博したり、其他肥料仲買人等に至つては、細農、貧農の膏血を搾りつゝある事は知る人ぞ知る。

次はビル、ブローカーだ。ロクでもない證券や株券や爲替を馬鹿に讃め上げて賣り付ける。銀行へ持つて行つて割引さす。之を組織的にやつて居るのが、ビル、ブローカー銀行であり、證券銀行だ。

貿易商殊に仲繼商業の如き一種のブローカーだ。極端に言へば商人は總て其だ。生産者から安く仕入れた商品を不當に高く消費者に賣り付ける。

大分脱線するから之位にして、次は選挙ブローカーだ。此奴は一番紳士面して、一番性が悪い候補者には大概法定選挙事務長の外に、隠れたる私的選挙事務長があつて實權を握つてゐる。この隠れたる選挙事務長が人形使の様に、法定選挙事務長を踊らしてゐるのだと思へばよい。

つまり黒幕だ。技術本部長だ。所謂高等政策を敢行する機關であり、旁々以て私腹を肥す事に物凄腕を發揮するのである。

参謀と云ふのも居る。主として、何んな仕事をするのか、甚だ以て不明瞭だが、選挙は實戦だから、實彈射撃の照準を合す爲に参謀が必要なのだらう。

この参謀どうして、軍人に似合ず、すばしこいから、シーメンス事件や機密費事件を惹起して知らぬ顔の半兵衛を極め込む恰好は實に手に入つたものである。

代議士選挙なら、縣會議員等が往々にこの隠れたる選挙事務長や参謀になつてゐる。そして、御自分の選挙費用を回収して、猶殘す所、何萬圓と云ふ物凄腕役者が揃つてゐるのだから候補者も堪まつたものではない。

政戦酣となり、候補者は、政見發表演說會に東奔西走席の暖まる暇なしといふ頃になると、候補者が一々彼等を監視したり、重要機務に参劃する餘裕がなくなる。そこで已むを得ず隠れたる選挙事務長か参謀に樞機を一任せざるを得ない。すると忽ち、豫想以上の金が必要となる。支途不明の金が増加する。無理もない。鼠子僧に金庫の鍵をあづけたと同じだから。

こんな連中は人をつぐ事も上手だから、先生くんと擔ぎ廻り、候補者に無斷で政黨本部から金を取つて来る。其尻拭ひは誰もして呉れぬから候補者自身がする。かうして候補者を政黨に賣り込む奴さへあるから、油断はならぬ。

普通、選挙ブローカーと云へば、職業的ブローカーの事で、選挙のある度毎にブローカーを常習として居る奴の事だ。型は小さいが隠險惡辣な事はより以上だ。

地方に行くと、町とか村で、相當信用もあり、資産を有するものに之が案外多い。

サア選挙だと云ふと、政黨政派なぞ見境へなく、金の切れさうな、候補者や其法定選挙運動者に付き纏ひ、好言令色至らざるなしで「景氣はどうですか、是非先生に當選して戴かんと、私も先生を陰乍ら崇拜して居ますので、奉仕的に一つ盡力したいと思ひまして、手近の所から、マアやつとる次第で」こんなまづい事は云はぬかも知れぬが、兎も角こんな意味の事を云ふであらうどうせ、下心がある連中の事、候補者も聞き置く程度で柳に風と受け流しにしとけばよささうに思はれるが、さうも行かないらしい。

こんな連中を下手に扱ふと、選挙妨害をやる事は、眼に見えてるのだから、こんな奴を扱ふ専

門の者に含めて何とか色をつけて片を付けさす。

間違つてこんな連中に盡力して貰ふたら最後、投票日が迫るにつれ、何地方は他派が侵入して全滅の状態だから、速く回復せんと駄目だと脅かす。「四十票や五十票はどうでもなる。良しい引受けませう。併し先立つものは之ですからナ」と、指で圓形を作つて見せる。

「自分の手で、百票は集めてゐるが、何分他派の侵入がひどいから、之れ位出して貰はぬと安心出来ません」と一本指を突き出す。其他、何だ彼だと事故を拵へてセビリ取る。

ボロ新聞の記者にも、こんな職業を得意とするものもあるが、平素沈香もたかす、屁もへらすの旦那面をして居て平気でこんな事をやつてのける奴があるのだから、恐れ入る。

話は代るが、候補者の中にも、政黨の公認を受けて置き乍ら、公認料を呉れなければ、反對黨から立候補するなど、いやがらせを言つて、僅かな金をせしめる、きたない奴が居る。こんなのも一種のブローカー根性と見て差支へなからう。

某地方に行くと、「ナル」といふ方言がある。ブローカー用語で買收費の多い事を意味する。ブローカー先生此「ナル」を盛んに使つて選舉人を誘惑し、誘惑に應じないと、何だ彼だと脅

したり、すかしたり、だましたり、ケチをつけたり、あらゆる非常手段を講じて、自家藥籠中の者にせうとする。

選舉人諸氏斷じてこんな手にひつかゝつてはならぬ。見つかり次第、噂を聞き次第警察に密告する事にしたい。

第三節 買 收

金の世の中、金がなければ選舉は出来ない。政權にはあり付けない。憲政の神様犬養木堂先生の如き、永年の苦節も水泡に歸し一黨を引具して政友會に身賣りせねばならぬ破目に陥つた。現在では、庇を借りて主家を乗取つた形にはなつてゐるが、當時は、懷刀小島一雄氏と共に政界引退の決意をするの悲境にあつたのである。

現在選舉運動費用を制限し、衆議院では平均一千二三千圓、府縣會では平均一萬二三百圓となつてゐるが、此制限額の範圍内に選舉費用を切り詰め得た候補者は絶無だとしても過言ではない

其第五十七議會に於て、床次竹二郎氏が小選挙區法案を提出し、其理由を説明するに當り「申す迄もなく現行法は選挙費用を限定して居ります。さり乍ら實際は一の空文に終つて巨額の運動費を要して居るのは事實であります」と公言したに徴しても明かである。

一萬二千圓もあれば、選挙はやれない筈はないが、事實に於てやれないのは、投票を買収せねばならぬからだ。買収さへなくなればブローカーなんて存在の理由がなくなるのだが、永年の慣習容易に改りさうにないからなさない。

候補者は買収さへすれば、つまり金さへあれば當選出来ると思ひ込み、選挙人は金になるものなら一文でも餘計に取つたら徳だと信じてゐる。一般人も買収等當り前の事で、大して悪い事とは意識しない。殊に、買収する金があり、とも角金を使ひ得る力がある人はエライ人だと盲信して大して悪口も云はぬが、反對に、金を貰ふ者に對しては、半分ねたみも交るのだらう。馬鹿に嘲罵する。投票を賣つて金を取る事が悪ければ、投票を買ふのは猶悪い筈だが、其處迄どうも氣が付かない。これでは何時迄立つても、買収が跡を絶たぬのも無理はない。憲政の本家英國でも主黨の根據地たる田舎には、今猶買収が行はれてゐる所もあるといふから、我國の選挙に買収が

盛んでも、不思議はないとも云へるが、概して、農村に多い。東京の本郷とか小石川の如き、最も知識階級が多く、選挙人の頭も進んで居る所でさへ、買収が行はれるのだから、山間地方や農村地方では猶更である事は看易き道理である。

買収は主としてブローカーの手により行はるゝが候、補者は買収係を設置し、各部落毎に、潜行運動者を密かに入り込ませたり、部落内の有志を以て、之に當て、彼等の手を経て買収を敢行する政戦術になると、草木も眠る丑満頃、向ふの路次から、ひよいと人が出て來たり、こちらの軒に、ぼんやり人がたゞづんでゐたり、あやしい人影がボソ／＼話してゐるかと思ふと、左右に分れたり、物すごい光景を呈する。

投票日前、十日乃至二週間頃偵察戦として散弾が放たれる。各地から情報を集めて參謀會議が開かれたり、御前會議が開かれる。其効果如何によつて第二弾、第三弾を放つ可き照準を決定する。投票間際二三日になれば、演說會など申譯で、めぼしい運動員など顔も出さず、そこはかとなき遊説員が疲れた聲を張り上げてゐるのみだ。選挙事務所は徹宵徹夜、奥まつた一室で擬議に次ぐに擬議だ。其物々しさ、たとへんに物なしである。之も眼立つてはやらない。表面は平穩無

事を装ふてゐる、運動員や特派員や遊説員の出入も制限する。其筋に睨まれん様に、よくもあゝ氣がつくと思ふ程細心だ。

投票前々日から前日にかけて、總攻撃に移り包圍攻撃を開始する。

其翌朝事務所や、然るべき所に作られた、秘密本部の裏口から、眼を赤くした運動員が、三々五々歸つて来るだらう。誠に御苦勞な事である。

各候補者がこんな事をしてゐる中に、一票の價値は三十錢、五十錢と躍上つて、四圓、五圓となる。場合によつては十圓を越す事もあらう。

よく雪駄とか鉄とかいふ。雪駄の裏金は後についてるから後金で、鉄は前に金が付いてるから前金だ。慾張つた奴は煙管と来る。前と後に金があるから、前金も呉れ、後金も呉れといふのだ。汽車にも煙管乗りといふのがある。東京から大阪へ来るのに、東京から横濱迄の切符、及京都から大阪迄の切符のみ買つて中間を只乗りするのを云ふ。無産黨のダラ幹の煙管乗りは少し趣を異にし、前後を三等車、中間を二等車でフンゾリ返るのだ。

關東地方の某縣等、随分選舉人の根性がきたないから、最初に甲から金を取る。第二に乙から

金をとる。最後に丙からも貰ふ。そして投票を丙にする。何故か、五十錢でも一圓でも、より以上儲けさして呉れたのだから。普通から云へば、甲が三圓、乙が二圓、丙が一圓とせば甲に投票してやるのが、人情の様に思はれるが事實は右の通りである。こんな地方では時期が余り早いと實彈が皆空弾になるのだから、妙である。

中には買ひに来るのを待ち兼ねて反對に賣り込む圖々しいのがある。演説會場の辯士控室へ入り込んで、其となく、候補者に要求する度胸のいゝ先生もある。

越後の國だと思ふが、かつて、「投票を買つて貰ふ様に世話して呉れ」と警察に談じ込んだ横紙破りがあつた。理由はこうだ。仕事を休んで七里も八里も山を越へなければ投票所に行けないマゴ／＼すると泊りがけでなければ投票が出来ない。こんな割の悪い事はないから何とかして呉れといふのだ。至極最もな話なので、こんな邊陲の地は警察も大目に見て、やかましく云はぬと聞く。

要するに、投票買収など、公的行爲たる投票を私的行爲たる取引と混同する結果だから、選舉人の自覺に待つより外仕方がない。

第四節 選舉干渉

昔は選舉と云へば、必ず政府黨が勝つた。金はある、選舉干渉はやる、其處へ國民の事大思想が加勢する。これでは負ける筈がない。其は勝つだらう。併しこんなに迄して、勝つたのが、眞の勝利と云へるかどうか。決して男らしい態度でもなく、斷じて眞の勝利ではない。機會の均等を保障せずして眞の競争が行はれる譯がなく、選舉人の自由意思を抑制して眞の選舉が行はれる筈がない。敵の抵抗力を減じて、戦を挑む如き、封建時代の武士の最も擯斥した所であつて、金力、權力を濫用して勝利を僥倖せんとするが如き立憲國民の最も恥すべき事に屬する。其は明かに偽造の多數であり、この偽造の多數により權力を私にする、其は明かに立憲政治の自殺を意味し、中世のマキアベリバムの現代的應用である。

我國の政治史を緋いても、其甚しきもの丈でも、明治年間に於ては松方内閣の樺山内相による選舉干渉、大正年間では、大隈内閣の大浦内相による選舉干渉、昭和に入りては、田中内閣

の鈴木内相による選舉干渉を數へる事が出来る。樺山時代や大浦時代は未だ、選舉人を脅迫したり、議員を買収したりする事を左程悪い事とは思はず、當局者として當然の事と誤解して居た形跡があるので、其干渉のやり方が猛烈だつた割合に、情狀正に釋量すべき餘地もあるが、鈴木時代に至つては、既に政黨政治も確立し、一般の政治思想も發達した時の出來事だから、全然辯護の餘地はない。

殊に鈴木氏は法學博士であり、其も博士濫造時代以前の博士だから、相當物分りがよいだらうと想像したが、案に相違して、民政黨の議會中心主義は我國體の精神に反すると、云はずも哉の愚論を持ち出し、皇室中心主義を事新しく擔ぎ出して、世の物笑ひの種となつた。其處へ持つて來て、内閣の首班は御承知のオラガ大將である。兵隊ゴツコの大將位で收まつとればボロを出さず済んだものを、誤つて總理大臣になつたばかりに、散々低脳振りを發揮して腹上死か何か知らぬが、兎も角妾宅でノタレ死の醜態を暴露した。英雄の末路何ぞ其れ哀れなると言ひたいが僅かに肥料分配とオラガビールに世人の記憶を新にするに過ぎない。

こうした二巨頭によつて、行はれた選舉だから、常軌を逸したのも無理はない。其副産物が又

とても大變だ。

曰く、怪文書事件、曰く、憲政一新會、明政會事件、曰く、鐘詰議員、變節議員、福甚漬事件
曰く賣動事件、小ガ平事件、越鐵事件、曰く山半事件、こんな事をいふと「辯士中止」。
思ひ起す、某縣某所或日の出來事である。

某派候補者を〇〇官舎に召集する事數回、選舉の高等戰略戰術を擬議し、〇〇官監視の下に公
々然、但し反對某派にだけは秘密に投票買収を斷行し、實彈射擊正に數萬、一舉に敵を撃破すべ
く總攻撃を開始した。あぶない橋渡りではあるが涼味正に百パーセントである。

之も亦某縣某所或日の出來事である。

某派候補者の一演說會場へ、自轉車を飛ばして來た、一警察官があつた。「候補者はもう着か
れましたか」「まだです、早く來て貰はんと辯士が後一人よりないので」「そうですか、まう向ふ
の會場を出られましたか、もう來られるでせう」「向うの景氣はどうです」「四百位ですな、大分
受けて入る様です、之から次の會場へ廻らうと思つて、向ふは七時でしたな、準備は出來とるで
すか」「まだです、自動車が廻つて來ないので」「それじゃ、私が一足先に行つて準備しときませ
う」

こんな會語を残して警察官、一選舉運動員からピラと演說會場の張札を受取つて、疾走し去つ
た。

親切な警察官として見逃す可きであらうか。

この上、投票管理者、立會人、選舉人ナレ合で投票の増減、偽造をやる。戸別訪問は默認する
選舉費用は警察官と相談の上加算する、とせば如何。

之に反し、反對候補者に對しては、檢舉第一主義で望む。演說妨害は見て見ん振りをする。少
しの事を理由に運動員を檢束する。運動員には附きまとう。費用の計算は、細大洩らさず加算す
る。とせば如何。

時には味方候補者の運動員を檢舉する事があつても何時の間にか、もみ消されて仕舞ふ。丁度
煙草の吸さしの様に。

殊に、無産黨其も左翼に對しては、どうも苛酷に失するきらひがある。何でもない事を重大事
件の如くでつち上げる。こんな具合では、無産黨の候補者の爲には、花々しい鬭争經歷を持つ、

純然たる黨員は兎も角、其以外の一般人など選舉運動するさへ恐れて近よらない。親類縁者でもヨソ／＼しくして、親味になつて應援するものはなくなつてしまふ。

こんなのは決して策の得たるものではないと思ふが如何。茲に省みる所あつて、濱口内閣以來現在では、露骨なる選舉干渉など殆ど其跡を絶ち、選舉期間中など、積極的に干渉と目すべきものはなくなつた。

日進月歩の世の中、政治思想も發達し選舉人の自覺も今や其面目を一新せんとする時、つまりぬ小刀細工は實効が上らざるのみならず、却つて選舉人一般の反感をそそつて、蛇蜂取らずになる危険がある。

だから今日では、選舉干渉ありとせば、選舉期日公布前及當選人決定後行はれるものと思はれる。

之は政府及與黨の最高政策の範圍に屬し、素人の揣摩臆測を許さざる事に屬する。併し選舉期間中と雖も、其取締が味方候補者の運動に對しては稍寛大であり、反對候補の者に對しては、可成嚴重で、幾分か不公平の譏りを免れない事はある。殊に、從來の慣習になれて、反對派は勿論

一般選舉人も、必ず選舉干渉や不公平な處置があるものと豫想して、右顧左眄して思ひ切つた運動が出来ないのに反し、味方派は何等かの恩慶や寛大な處置あるものと高をくくつて、勇敢に運動を遂行し得らるゝ差はある。政府黨は選舉は何だかやりよいと思ひ、野黨ではどうもやりにくいと云ふ。蓋し心持の相違で、一般人が想像する程大したものではない。

とも角、政府黨が選舉に際し有利な事は萬人の見るところで不思議はない。概して無理できく。運動資金も潤澤に廻る。不足すれば権力を利用して、容易にかき集め得る。地盤の協定等についても、事が圓滑に運ぶ。情報は早く耳に入る。其爲戰線を整備するに便利である。こう言つた反射的利益は確にある。之位の程度の事は現在の政治情勢では蓋し當然の事で、政黨政治が行はるゝ限り亦己むを得ずとする。

かくして、政治思想も更に一段の光彩を加へ、公民教育の徹底化と相俟つて、選舉干渉は勿論選舉の自由を妨害する一切の現象は次第に、減少し行くであらう。

第五節 戸別訪問其他

戸別訪問は禁止されてゐるが、今猶、潜行的に行はれてゐる形跡がある。

どうせ、立候補する限り當選したいのは人情だから、切迫話れば、法律も道徳もあつたものでない。見つかりさへしなければ、かまふものと云ふ氣にもなるであらう。

法定運動員等がウロ／＼すると、直ぐ怪しまれるせいも、少くとも外観だけは選挙なんて云ふ道楽は私は嫌いですと言つた人間が往々何々候補者の戸別訪問常習犯だつたりする。醫師、産婆女髪結といつた、職業上他人の家に出入したり、他人が出入し易い者を利用してやらせたり、行商人や註文取り、御用聞き、牛乳配達人、電燈屋、新聞集金人に意を含めて、其目的を達したり、何だ彼だと用件を作らへては、他家に出入し、世間話の風を装ふて巧に要領を得たり、床屋や風呂屋で、宣傳さしたり、藝妓、仲居、女給を買収したり、待合か料理屋のお上の輕口に物を云はせたり、も一つ、保険の勧誘員に投票の勧誘をさせたりする事もあらう。

劇場、寄席、會社、工場等選挙人の集まる場所で如才なく立廻らしたり、恭會や玉突に名を藉つて機會をねらつたり、小學校の先生に内密に頼み込んだりするものもあらう。

ひどいものになると、故意に切手を貼付せずして、推薦状等を發送し、其が各戸に到着した時刻を見計ひ「どうも申譯ない事をしました。つい、うっかり貼り落しまして、何分ゴタ／＼してますので、悪しからず御勘辨下さい。候補者からも、今眼の玉の飛び出る程叱られて來ました様な次第で、イヤ御免なさい」てな事を言つて、追徴金を辨償して來る。

まだ／＼要領を得たものなきにしも非ずだが、犯罪の教唆と誤解さるゝ虞れがあるので、之位に止めるが、大概候補者の考へ出しさうな手段は、とつくに警察が、御承知だから問題にならぬ大体戸別訪問など大した効果が上るものでなく、鼻息の荒い選挙人の事だ、一度や二度、名刺を配布したり、どうぞ宜敷く、頼みますよ、位の事を言つたて急に埒の明くものではない。

戸別訪問が天下御免だつた時代でも、玄關にうづくまつてる猫から賞めてかゝり、さうですなあ、ですナ、一雨降りさうな雲行ですが、晩迄は持ちませうよ、とぐづついて、茶が出る。それじゃ御馳走になりますかな。どうせ歸つたて何だ彼だと忙しくて、選挙なんてコリ／＼しました

全く阿呆のする事で、こんな事をウダ／＼言つて、其中、思ひがけぬ御迷惑をかけたして、奥さんエライ御面倒をかけました。御子衆でも遊びによこして下さい。さよならと歸る。之が最初だ。二度目になると、「大將居られますかナ」「チョット其處へ出ましたが、も歸るでせう、マアどうぞ、おかけ下さい」其處で口を切つて奥さんに頼んで置く。

三度目になると、夕方に出かけて「それじゃ一寸失禮さして貰ひます」と座敷に通つて一時間も二時間も懇談する。少くとも、之位の氣の長さがなければ、とても見込はない。こうして成功しても精々一人で十票、二十票だ。こんな馬鹿げた骨を折るより、もつと手取り早い方法を誰でも採用するのは自然だ。

俗に反射運動といふのがある。

投票、運動、應援を依頼して相手が應じないと、「さうですか、己むを得ません。當選すれば其中御挨拶に参ります」と云はぬかも知れぬが、兎も角、議員の地位を利用して或る壓迫を加へる日のある事を仄かす。こう言つた事例は府縣會や市町村會に可成あると信ずる。よく小學校の先生や、事によれば官吏迄其被害者になるとさへ云はれる。反對に、依頼に心好く應じて、思

はぬ反射的利益を受くる者亦なきにしも非ずと聞く。

私が直接聞知した事であるが、

「糞生意氣な事しやがると免職してやる……」と誇稱して哄笑した一候補者があつた。其時つづく如く候補者を應援するの不易を悲んだ事である。大体、縣會議員候補者がこんな事を云ふさへ僭越極まる話で、田舎の縣會議員などお里は知れたものだ。四國の高知縣等割合に粒が揃つて居る方で、其他の小縣など、學歷や經歷を調査すれば、思ひ半ばに過ぎると想像する。私の知つてゐる一人の縣會議員がある。此先生、新聞の時事問題さへロクに理解せず、高等學校の入學試験問題の英語を見て「大分むつかしいものが出てますナ、私等古い事で大分知らん字がある」いづくんぞ知らん。此先生羅馬字さへ御存知ないのである。口のきゝ方だけが稍政治家的たるを取柄とするのみ。思ふだに微苦笑を禁じ得ない。

縣會議員のイバル事とかけて何と解く、中學校の三年生と解く、心は、生意義。説明して曰く「何でも知つて居て自分よりエライものはないと誤信する。も少し勉強すれば、段々、何にも知らず、自分よりアカンものはない事が分る」終り。

第五章 陣中閑話

第一節 特派員

特派員といふと、政黨本部から特派された雄辯家の事である。衆議院議員總選舉や、府縣會議員總選舉を目前に控へ政黨の火蓋今正に切られんとするに際し、其前哨戦として民政黨近畿大會とか政友會の北陸大會とか言つたものが各地で行はれる。こんな大會に鳴物入りで乗り込んで來る特派員は、一朝我黨内閣になれば、伴食大臣位はまあはづれつこなしと言つた、總務級のえらい代議士連中だから、一通りも二通りも、粒は揃つて居る。併し中には英國のゼノアとか、金解禁は金の融解を禁止する事であるとか、勇敢に吹ツ飛す滑稽議員も昔はあつた。今はない。ないとして置く。私は一日、一代の雄辯家某氏の演説を聞いた。説き來り説き去り抑揚頓座の妙聞くものをして恍惚として夢路をたどらしむる趣がある。

翻つて外國を論ずるに至つては、其博識、達見、只三嘆時を久しうするに足る。彼氏亦得意の壇上である。一段と聲を張り上げ「西歴一二三四年、佛蘭西に於ては……」次から次へ年號を掲げて博引傍證至らざるなしである。茲に於て、私は「雄辯家たる又難い哉」と脹然として天を仰がざるを得なかつたのである。何故か、彼雄辯家の例證したる、年號は總て出駄羅目であつたからである。

かくして政戦酣になると、代議士は殆ど自分の選舉區に立歸り、地盤を死守するに懸命である。勢ひ雄辯家の不足を生ずる。己むを得ず、院外團をさし向ける。之も出拂う。窮余の一策として學生を狩り集める。其の時分には關東學生雄辯聯盟の錚々たる連中は大概既に出拂つた後である。仕方がないので、二流、三流を募集し、試験の上及第すれば各候補者に配當する。

かくして經濟學の原則に従ひ、單位價値は、次第に低落して、普通の状態では市場に現はれて供給を構成しない雄辯家迄が羽が生へて飛び立つ様に、賣れて行き、買はれて行く。

時は昭和三年一月下旬又は二月上旬、所は某政黨本部である。

大會議室に續く、控室には、夜間大學の學生や、私立大學の専門部や豫科の生徒が紫煙じやな

い、胡蝶の煙のむせかへる様な中ではがやがやつてゐる。何れを見ても、低能面で利巧そうな奴は一人も居ない。中に、ヨレヨレのネクタイを横つちよにした中年男も交つて居る。演説でもして、飯を食はうと云ふつもりなのだらう。其他大勢。

外の廊下を某翰長や、某總務が洪笑しつつ通る。其度毎に、消防署の半鐘の様に、ガーンと歡聲を擧げる。

大會議室では今や、演説の試験の最中である。聴集の大部分は地方より上京した運動員である氣に入つた奴をマークして買つて行くのだ。試験官も下落して院外團である。三分間内至五分間演説しては、次の者と交替する。どれもこれも演説の型をなして居る奴はない。中等學校の雄辯大會に出演しても到底選に入りそうにもない連中である。こんなのが、五日内至一週間本部に日參して配給された辨當を十内至十四を食うと、大概何とかなつて行くから不思議である。正に雄辯家の粗製濫造である。

愈々及第して行先が決定すると、試験官兼ブローカーの院外團先生に伴はれて會計へ行き、一日、十五圓の割で日數に應じたる金と目的地迄の往復汽車賃を支給される。其一刻をブローカー

氏が頭をはねる事は勿論である。かくして豫て用意して居た、本部特派員の肩書の付いた名刺を百枚ばかり持參して目的地に出發する。出發の前夜はライオンや黒猫あたりで一杯引かけ、たつた今松坂屋あたりで買ひ込んだ、プラン下りの背廣を一着に及んで天下の雄辯家吾一人のメートルを上げるのが定石である。愈々目的地に到着する。各運動員に挨拶して、出来る丈應揚に且尊大にかまへ込む、然らざれば特派員の權威に關するから。

滞在中の宿料等は勿論候補者の負擔である。さて演壇に立つと「江木君がかくの如き事を言つて居る、安達の如きやからが……」とか名士を友達扱ひにしたり、「幣原外交は退嬰外交であり、軟弱外交であり、腰抜け外交である」位の事を云つてケリである。實に他愛もない。

こんなのは、まだ可愛らしくて罪がないが、院外團當りの特派員になると、可なり物すごい。演説は左程でもない。勿論下手ではない。然し、こんな連中は演説より、金と女が目標なのだから候補者が氣をきかして、時々藝妓を抱かしたり、酒を飲ましたり、引き上る時には相當の寸志を張り込む必要がある。ひどいものになると、候補者の面前で寸志を開けて見て、「寸志」の高如何によつては、居直り兼ねないのがある。當選でもすれば、又文句を付けて、ふんだくる。うる

さい事一通りでない。皆が皆といふわけではないが、代議士の歳費等、院外團にせびられて大概なくなつて仕舞うと云はれる。既成政黨の痛は院外團である。彼等は相當しやべる口もあり、相當ぶんなぐる腕もある。だから暴力團でもある。

かつて加藤高明伯がにこりともせず「君達は一体正業についたらどうかね」と言つたと聞く。面白いではないか。

院外團先生どう返答をしたか、相憎く、聞き漏して残念だが、多分、「いえ、其の何分これは正業ではありませんが、生業ですの……」と微笑した事だらうと想像する。

これが黨大會があつたり政變でも起る雲行となると、召集されたのか、勝手に、砂糖の甘きに群る蟻の様に集つて来るのか、とも角、食付きそうな顔をしたのが、うろ／＼するわ、するわ、其のおつかなさと言つたら、とてもじゃない。

馬鹿に、けなして、失禮だが、この院外團先生、案外女にもてるといふからまんざら捨てたものではない。どこに惚れるのか、どこがいいのか、世の中には大概物好きな女も多いのに感心する。併しよく考へて見ると思ひ當らぬ事もない。何せエロとグロの世の中、多分の圖々しさがな

ければ、女等いつ迄立つても出来るものじゃないから院外團先生、其呼吸を要領よく飲み込んで女を惚れさゝんとすれば、先づ女を征服せざる可らず、てな事を單的に實行するのじゃないかと思はれる。それでなければ、例のイツトが超特製なのかも知れない。とも角、女の手練手管に引つかゝつて、金を捲き上げられ、始終、アテ馬の惱みのみ新たななる、薄ノロイ助平男が多い世の中に、女に可愛がられて、其上堂々と金を捲き上げて来るのだから、すごい。誠に、これぞ、昭和の豪華版といふ所か。

こういふ、院外團生活を幾年か送る中、中には代議士に昇格する人もある。どうせ、柄は少し悪いが、概して、辯も立ち、掛引にもなれ、相當踏める人が多い。私立大學の雄辯部に居て、學生時分から、政黨に關係し、卒業すると同時に、一人前の院外團先生になりきつて居る人が可成ある。こんな連中は、一期や二期の代議士等、逆立しても其足元にも及ばない様な雄辯家が揃つて居る。欠点は、どうも勉強しない事だが、官學出の優等生が概して、ヒステリー女の臭つた様に、神経ばかり尖り、総が細くて、人間にゆとりがなく、何となく喰ひ足りない感じがするのに比べると、低級かも知れないが、多分の大衆性と痛快味があり、愛す可き点もないではない。

院外團も少くとも、こう云つた私大卒業生によつて、獨占され、政黨其自身の政治學校等の教育機關を通じて、出来るだけ新時代の空氣を吸収し、自己分解作用を起す日の近からん事を期待して已まなう。

第二節 遊説員

遊説員といふと、茲では、政黨の支部に附屬したり、個人的關係から候補者を應援したり、其他一切の所謂、演説に依る選舉運動をなす者を網羅する。普通縣會議員の選舉や其以下の選舉では、議員とか委員といふ肩書のある連中は元より、一寸しやべれそうな、田舎の若い衆迄、飛び出すし、衆議院の選舉でも、都會は左程でもないが、地方に於ては概して、自誇れ丈が取柄の地方有志や、所謂青年雄辯家によつて遊説隊が組織されて居る。

最近、地方農村に於ても、雄辯熱が盛んで、時々新聞社主催の擬國會や、懸賞雄辯大會が開催されるので、其代議員になりたかつたり、或は、優勝旗を争奪する爲に、次第に訓練されて、今に堪へない。

時の田舎の若い衆、仲々隅に置けない。ハーモニカでも吹き乍ら、土臭い女の尻を追つかけ廻したり、人絹の兵兒帯を横つちよに結んで、「今晚もつべん、ひやかしに行つたろい」、「錢がないが」「五十錢あつたらえーやろ、あすこのコーヒ、十錢やろが、皆んな行けるやないか」、かくして、五人連れで、團體を組んで田舎町のカフェー廻りをして居た時代を思へば、そぞろ今昔の感到に堪へない。

ところが、まだく、灰汁が抜け切らない。演説には、無暗に出たがる、出るのはいいが、どうも人より遅く出たがる悪い癖がある。早く出るのが下手に限つたわけではないのに、兎角順序をグズグズいふが多い。どうせ、精々五分間か十分間の演説だ。つなぎ演説等到底出来る手合じやないのだから、人より早く出てこそ、効能もあれ、遅くなれば、なる程、やりにくいといふ事すら御存知ないものの如くである。演説は、しやべる事ではなくて、聞かす事だ。聞かせ得ない様な演説は、やらぬに越した事はない。其れだけならよい。大騒ぎして出る。さぞかし上手な事だらうと思ふと當て違ひ、

「そもそも、我國に於きましては……………」とか「およそ、選舉たるものは……………」とか、しや

ちこばつて、よそ行の聲を張り上げるのだから、思ひ出すだに、肩のこる次第である。

殊に、永井柳太郎氏が日本に於ける最大の雄辯家だと、喧傳されて以來といふものは、猫も杓子も、永井張りを氣取るのだから、かなはない。ひどいになると、民政黨の大會に於ける、永井氏の演説を其儘、一字一句違はずやつてのけ、お臍が茶を沸かす様な、似ても似つかぬ第二、第三の永井柳太郎が飛出すのだから、滑稽を通り越して、クシヤミも出ない。思うても見よ。演壇に立つなり、水を飲まねばならぬ手合が、天井の節穴を數へるのか上眼使ひで指先を癢擧さしつゝ、「然るに私は……」なんて勿体振る、含み聲の演説が聞かれたものかどうか。其處らでヨイシヨと野次が飛び出したら、次の句が出ない様な永井柳太郎があるかどうか。

幸ひ選舉演説には野次が禁止されて居るから、いゝ様なものゝ、其れ丈け、以前の選舉より、遊説員の質が低下した事は争はれない。

昔から、下手の長談議と云ふ。兎も角青年雄辯家は喋舌り過ぎる。一言居士が多過ぎる。必要な喋舌り、出る幕じやないのに出しや張る。其れが變つた事でも云ふのならまだしも、レコードのいたんだ蓄音機の様に、よせばよいのに、同じ事ばかりガーガーとやるのだから、始末が

悪。

尤も既成政黨なら、本部から出す、薄つべらいパンフレットか、無産黨ならば、無産者政治必携とか、大概ネタが定つて居るのだから、情狀正に釋量すべき餘地はあるが、阿呆の一つ覺えの様に、既に人の言つた事を、憶面もなくむし返し、尋常一年生のお習ひの様に、同じ事を何邊も繰返す必要が何處にあるのだらうか。宜敷く、一時間でも短い演説もあれば、五分間でも長い演説があるといふ事を反省すべきである。

今私は嘗て亡父より寢物語に聞いた挿話を思ひ出す。其は日露戰爭直後、偕行社主催の凱旋祝賀會であつたと記憶する。乃木大將が熱狂せる國民に答ふ可く、壇上に歩を運んだ。其時多くを期待した民衆は何を見、何を聞き得たか、其は「私は……」といふ數語と、沈痛其ものゝ如き大將の姿と、双眼より溢れ落ちる滂沱たる涙のみであつたと云はれる。私は、私が此の世に生を受けた當時に於ける、この劇的シーンを腦裡に描きかへす毎に、偉大なる大將の人格と、雄辯の極致を憶はざるを得ない。無言の雄辯、これこそ雄辯道の理想ではないか。一言居士以て如何とす。

又私は嘗て某代議士の演説を聞いた。「諸君、こういう事はお聞きですか」「聞きました」「こういう事は」「其も聞いた」「それではこういう事は」「それはまだだ」「では其を話す事にします」「斯くして某代議士の演説は成功した。決して最善の態度ではないが、せめて之位の心掛けがほしいものである。エキストラ遊説員諸氏、願はくば之を頂門の一針とする雅量を持つて頂き度い。

エキストラで思ひ出したが、昭和五年の總選挙の時である。地方に行くと、よく青年會堂や、お寺の本堂が演説會場となる。之もそう言つた會場での話である。演壇の前には、立派な辯士控室があるのに、何故かエキストラ先生が火鉢の中に車座になつて居る。原稿を見ては眼をつむつて暗誦するもの、大聲で、他候補者の遊説隊の悪口を言ふもの、「皆さん、御遠慮なくズット前にお進み下さい」なんてやり乍ら、雜然として、演壇の前を占領して居る。

聽集をズット前に進め様と思へば、自らズット控室に退く可きであるのに、一向無頓着である。辯士としての儀禮にさへ通じないこんな連中に演説が出来るわけがない。愈々やり出すと、案の條下手ツ糞だ。一人は原稿を朗讀した。其がたどたどしくて容易に讀めない。切るべからざる所

で停頓し、切るべき所を棒讀みする。讀む事さへ、流調にやれない者が演説等やらうといふのだから、おこがましい。

一人は「民政黨總裁 濱口毅氏が……」と。

一人は「第四十五議會解散されて、今回の總選挙を迎へるに至つたことは……」と。

一人は「我國の國債は驚く勿れ、六千萬圓の多きに達し……」と。

驚き入つたナンセンスである。之でも應援演説だから笑はせる。妨害演説の間違ひじやないか。こんな、辯士に應援される候補者も、さこそと想像されて必細い。それなら態よく辭ればいいじやないかと思へば大間違ひ。候補者を取つては、演説は手段で、投票が目的だ。だから辭らない眼をつむつて辛抱して居る。何故か、こんな連中の應援を辭ると、少くとも、其頭數だけ投票が減するからだ。

得てして、エキストラは、癩病患者が人前に出たがると同様、下手なればこそ、猶演説をしたがる。この慾望を満足せしめないと、不快の感じは、勢ひ、他の候補者に走る。口腹の慾の前には節操など問題ならんからだ。候補者の恐れるのは此結果である。選挙人も、其のつもりで、

演説を聞くと、面白いだらう。

エキストラは勿論報酬など貰つて居ない。高々辯當でも食はして貰へば、天下でも取つた氣でゐるが多い。之に反し、支部遊説員とか、明かに政黨色の着いた連中は、大小の報酬は貰つて居ると信じてよからう。殊に學生などの應援辯士は、報酬の供與を受けぬものは先づないとして間違はない。こんなのが選挙法違反でひつかけられないのが不思議な位のものだ。中には「あいつ、辯士の慰勞會をやつてやつた、なんかぬかして、金を引出して置き乍ら、我々にはロクに酒も飲ましやがらぬ。間で一人うまい事をしやがつて」と、參謀とかいふ人の陰口をたたいて居るものもある。そうかと云ふと、演説會がはねても、迎への自動車が來ず、遠い夜道を歩いて歸るわけにも行かず、さればと云つて、車代もなし、已むを得ず、時計などを形にして、ペソをかき乍ら歸るあわれなのも居る。世は様々である。

餘りけなすと寢覺めが悪いから之位にして、大体かう言へば、いゝ具合に口先で醜弄されて唯働きをするか、參謀とか、隠れたる選挙事務長等といふ、劫を経た鳶に油揚げをさらはれて、指をくわへて見てゐるに過ぎない連中が多いのだから、まあ、人の好い部類に屬するであらう。

第三節 候補者

牛の糞にも段がある。まして候補者に於ておや。ピンからキリ迄あるから一概に片付けるわけには行かぬが、衆議院選挙なら兎も角、縣會議員選挙以下になると、随分變り種が飛出すから愉快である。其も悪い意味の變り種だから一層面白い。

昭和二年秋に行はれた府縣會總選挙の時だと思ひ給へ。

當時學費をかせぐ爲、背に腹はかへられず、演説を賣りに歩くに寧日なかつた私は、今猶忘れ得ぬ多くの珍事實を見聞した。

其は牛のよだれの様にひつきりなしに降る雨の日の事である。私は突然、某氏に懇請されて、已むを得ず、名も知らず、顔も見ぬ一候補者を應援すべく、ひどい山間のでこぼこ道を人力車にゆられて、兎も角其演説會場へ駈け付けた。何はともあれ、會場の設備と空氣、聽集の色分けを見定める爲に、直ぐ控所に通らず、そつと會場をのぞいて見た。成程一人の朴訥其ものゝ様な老

人が何かブツ／＼やつて居る。張札に喰付けられた赤リボンによつて、其がどうも候補者らしい。私は大概がつかりしてしまつたが、老人の態度が妙なのが興味をそゝられた。

老人しきりに、上を見る。聴集など滅多に見ない。天井を相手に挨拶して居るとより思はれない。どうもあやしいと思つて居る中に、老人降壇してしまつた。控所へ行くと、やつぱり候補者だ。早くやつて呉れと云ふ。時間も遅し候補者も済んだ事だから、成る可く止さしてほしいと云ふと、拜む様にして兎に角出て呉れ、聴集にも前以て辭つてあるから」と云ふ。弱つたのは私である。山間の田舎で政黨の政策問題でもあるまい。候補者は御覽の通り、甚だ以て張り合ひがない。催促の拍手が盛んである。案外多數の聴集でもあり、えゝまゝよ、何とかなると度胸を据えて出た。大分宣傳は利いてゐたと見えて素晴らしい拍手である。若干氣をよくした私は一寸そり身になつた。其の時私はあやぶくふき出しさうになつた。

書きも書いたたり、直徑二寸乃至三寸の文字を楷書で丁寧に認めた候補者の原稿が天井からぶら下つて居るではないか。之で總ては氷解した。私はすつかり愉快になつて、候補者に對し次第に高まる好意を意識すると共に、之からなすべき演説の骨子を發見した。即ち「不言實行の士」と。

斯くして政治と代表を説明し、選舉界の現状を暴露し、雄辯の極致を例證して無言の雄辯に及び、口舌の徒をコキ落して、不言實行の士を推稱し、諸君の冷靜なる御考慮をわすらはすものであると結んで降壇すると、

老人手を取らなばかりに喜び「いゝ事を云ふて下さつた。其の通りです、其の通りです」と涙さへ浮べて居る。

私はこの山間の僻村で一夜を過し、翌早朝再びあはたゞしい遊説の旅に上つた。一沫の淋しさと物悲しさを味ひつゝ。併し總ては或日の出來事として過ぎ去るであらう。

かうした鳥が立つ様なあはたゞしさの間にも、寸暇を利用して反對候補者の演説會を聞く事もある。

そんな中にもこういふのがあつた。

「若し皆さまの御同情を得まして一度でも當選し得られましたならば、一家一門の名譽のみならず、私の先祖に對しても申し譯が出来る次第でありまして、再び無理は申し上げるつもりはありませんから今度丈は當選の榮をお與へ下さいます様切に願ひ致します」と。

一度縣會議員になる位が一家一門の名譽だとすれば、可なり安ッぽい一家一門ではある。地下にある先祖も不肖の子孫を持つたと嘆いてゐる事だらう。

こんな泣き落としと異り、堂々たるものもある。

四五分挨拶を述べた後徐に左右を省み「私の政見其他に付きましたは、茲に控へられたる辯士諸氏が代つて申述べる事になつてゐますから御静聽下さいませ願ひ致します」と。

其辯士諸氏の中には二人も代議士が竝んでゐるのだから笑はせる。えらい候補者もあるものだとツクツク感心した事である。

又一つ。

「私の政見につきましては、茲で申述べる筈であります。次の演説會場に廻らねばなりませんので、豫て御手許に差し出して置きました推薦狀にて充分御覽下さいませ願ひ致します」と。

聞けば此候補者、何處でも、同じ事を言ふそうである。多分其推薦狀は見たこともなく、勿論他人が書いたのだらうといふ評判だ。

又一つ。

「天に輝く一点の星も、地に咲く一輪の花も……」と。どうも聞いた様な演説だと思つたら、何んだ、雄辯社發行の何とか雄辯集に收められた永井柳太郎氏快心の一句である。

某氏の話によると、この先生、小永井柳太郎を以て自ら任じ、大永井柳太郎氏と知遇淺からざるを常に誇つてゐるので、其眞疑を上京の節永井氏に聞くと、「知りません」との事、これは不思議、そんな筈はないかと詳しく其人物を説明すると「あゝ其んな事もありましたつけ、若い書生風の、ソーソーそんな事もありました」だと。これでは小永井柳太郎顔色なしである。

この男代議士選舉にも立候補して見事落選の榮を擔つたさうだから、一種の誇大妄想狂かも知れぬが可愛い男ではある。

中にたつた一度之ある哉といふ候補者に遭遇した。

此候補者仲々人の世話をすると見えて、とても評判がよい。一日車を連ねて演説會場へ向つた時の事である。小雨の降る日だつたので勿論幌は下されてある。田甫道を右に折れ、左に曲つて或村はづれに來た。其處に佇んでゐた一人の男が「おーい、〇〇さんのお越しだぞ」と右手を舉

げて大聲にどなるのを合圖に、右側の家からも一人、左側からも一人都合、十數人の村民が飛び出して来て道をふさいだ。中に一人の腰のまがつた老婆がある。左手に腰を當てて、人の後をうろくしてゐたが「一寸どかさつしやれ、わしにも先生を拜ましてたもれ」と人をかき分けて取りすぎる様に候補者の梶棒を押へた。そして、首を仰向けて「先生様お達者で有難いこと……有難い事じや、南無阿彌陀佛くく」と鼻をすゝり乍ら「やれ、やれ、これでわしも得心しましたわい、有難い事じや」私は此情景を見て、眼頭が熱くなつて來た。安價な感激と云ふ勿れ、人間の眞情今尙忘れ得ぬ、美しき情景である。此候補者亦部落改善にも、盡瘁すると見えて、其車夫は殆ど全部部落の人々であり、自ら料金を請求せず、奉仕的に従事して、少しも不平を聞かない。時には候補者より痛烈顔を背ける様な事を言はれても何事もない。最初は意識がまだ足りない精だらうと想像して居たが、さうでもなく、心から候補者に心服してゐるらしい。水平運動の盛んな時代にしては珍しい一つの事例である。

只一つの欠点は金がない事である。始終篤實其者の様な選舉事務長が遠慮勝な愚痴をこぼしてゐるのを聞いた。ない袖は振れず、不正運動をする餘地が少いから却つて、幸ひであらう。

よく理想選舉を標榜する候補者があるが、案外喰せ物が多く、官憲の眼を胡麻化す爲か、何か求むる所あるものが多い。

眞に理想選舉をなし得る適格者はやはり無産黨であらう。中には、既成政黨の候補者に引けを取らぬ程金を使ひ、買収さへやるものもないではないが、概して、不正運動は行はないと信ずる。

こうした幾日の間に、つくづく考へた事であるが、都會はさて置き田舎では、選舉の眞意義が理解されて居ない事である。親切とか丁寧とか、如才がないとか、腰が低いとか、私的生活の原則が今猶公的生活たる選舉に其儘何の不思議もなく應用される事である。頭も丁寧に下げ、御同情を乞ふ、叩頭主義、泣落し主義の方がやはり効果がある様に思はれる。抱負經綸を堂々と述べ諸君の御批判を仰ぐ次第である、と清き一票を依頼しない候補者は思ふた程評判が芳しくない。殊更頭を下げないのは野暮の骨頂で、まだ、人間が出來上つてゐない事を證明する。又殊更頭を下げるのも愚な話で、私は、下げるも下げないも、自然に下がる所迄來なければ嘘だと思ふ。

それから今一つは、演說會を小刻みに數多くやる事である。一村へ行つて隣村へ行かぬと、隣

村から不平が出る。向ふだけ行つてわしの村へ来て呉れないで不親切だと云ふ。すると其部落の責任者が、是非演説會はせずとも、何かの名義で顔出し文でもして貰はんと、票がうまくまゝりませんと言つて来る。

聴衆があらうが、なからうが、半時間でもよい、とも角行つて挨拶するのが最も効果的だと感じた。人間も慾ばかりではない。情にほだされる。最も力強きものは、選挙人の心情をつかむ事だ。人心の機微を察し得ない様なものは、政治家となる資格なしと斷言してはばからぬ。

更に今一つ、選挙に勝んとせば、一夜漬の努力は駄目である。不斷の努力さへあれば、選挙費の多くを要しない。いやしくも議員に出る野心がある者は少くとも衆議院なら五年位の準備時代を必要とする。更に、

心の塵埃を拂ひ落とし、人間の灰汁を洗ひ流して、輝ける人格を築き上げる。人格の前に何物もない。愛國心の前に何物もない。此人格を反映せしめ、此愛國心を吐露し得る雄辯之に備はり、更に動き行く時代の精神と知識を消化し得る頭腦を以てせば、選挙に勝つ易々たるのみと。

第六章 選挙革正論

選挙界は腐敗して居る。其は事實だ。選挙の自由公正は失はれつゝある。其は事實だ。

如何に腐敗して居るか。其は既に述べた。如何に革正すべきか、其も折に觸れ説明した。

今茲に新しく、多くを言ふ必要を見ない。併し、其根本的な點に付き再び繰返すの勞を惜むものではない。

。選挙の腐敗を除く。其は政黨政治の弊害を除く。其は政治其ものを革新する。

。選挙を革正するも、政治が革正されないとせば、我々は殊更、選挙革正を論ずる必要がない。

。選挙を革正する事は即政治を革正し得るものだとする。茲に選挙革正の重大性がある。

。選挙界を腐敗せしむるもの、其は外ではない。選挙人の自らの政治に對する自覺なきに原因する。國民就中政治家の政治思想の幼稚なるに由來する。

政治は 上御一人の政治たると同時に民衆自らの政治であつて、其以外の何物でもない。

政權は 上御一人の爲の政權たると同時に民衆の爲の政權であつて、其以外の何物でもない。

政治は、個人の政治、政黨の政治、階級の政治でなく、國民全体の政治である。

政權は、個人の爲の政權、政黨の爲の政權、階級の爲の政權でなく國民全体の爲の政權である。

其は明かに、私的性質のものでなく、公的性質のものである。

選舉はかくの如き政治を行ふ政權の擔當者を決定する一つの手段である。

其は亦明かに私的性質のものでなく、公的性質のものである。

選舉の腐敗は、一にこの公的性質たるものを私的性質と盲斷するに原因する。政治の腐敗は、

亦公的性質たるものを私的性質たるものと誤信するに由來する。

政黨は政權を私的性質と觀念する所に、政黨腐敗の根本が横はる。政權獲得の爲には權謀術數至らざるなく、如何なる手段もを擇ばず、一度び政權を獲得せば、石に嚙り付いても離すまいとする、總ては、之を證明する。

若し、選舉人が選舉權乃至選舉の公的性質たる事を自覺せば、投票の買収など斷じて行はるべ

きものではない。

若し政治家乃至政黨が政治の公的性質たる事を自覺せば、選舉干渉等斷じて行はるべきではな

し。

更に、選舉人が眞に自覺するならば、如何に金力を以て之を誘惑するも、權力を以て之を壓迫するも、何等實効を期し得ない。實効がなくなれば、買収、選舉干渉は次第に行はれなくなるであらう。

總ては選舉人の自覺を前提とする。

此自覺さへあれば、制度の是非善悪は既に問題ではない。併し、制度の改善は自覺を早からしむる誘引となると共に、自覺未だ全からずとするも、直接に其弊害を除去し得る可能性がある。

其は制度の欠陥が選舉の腐敗を生ずる苗床となつてゐるからだ。

すると、制度の欠陥は何處にある。資本主義制度其のものにもあらう。併し之は今觸るゝ事を避け、主として問題を選舉制度に限定して論ずるであらう。

現行選舉法は大選舉區單記投票法を採用する。

其は既に述べたるが如く、巨額の選舉運動費用を要する。候補者の人物識見を知る事が困難である。死票が多くなる。茲に比例代表法を採用する必要が生れる。

又現行選舉法は詳細なる取締規定を設けた。併し、其は選舉干渉を便利にするに役立つのみで其取締規定の完全なる勵行など到底不可能であり、却つて法網を潜る不正競争や裏面運動を盛んならしむる、虞れなしとせぬ。

勵行さへ出来難い煩瑣な規定を作る事は、法律の技術を誇り得るとするも、法律の權威を誇り得る所以ではない。權威なき法律はなきを以て勝れりとする。其の刑罰を嚴重にすることによつて惡の根絶を期待し、人をおどかし得るとする思想は最早、二十世紀の今日には通用しない。

だから、選舉改正を口にする者、或は選舉犯罪の時効を少くとも内閣の平均年齢以上とせよ、或は、選舉運動をなすに付き候補者と選舉運動員とを連帶責任とせよ、或は、公民權停止期間を延長せよ等々と主張するを常とする。其説く所必ずしも不可ではないが、本末顛倒のきらひなしとしない。既に不正運動行はれて其大部分を検舉し得ない今日、刑罰のみ加重するも、俄かに其大部分を検舉し得るものではない。今日行はるゝ事は亦明日行はるゝであらう。今日檢舉し得ら

れざる事は、亦明日檢舉し得られないであらう。

斯の如く、勞多くして實効少き對策を講ずるより、先づ、取締の勵行を期し得る範圍内に罰則を整理すると共に、比例代表法を採用して候補者の個人的競争の激化を防止するを以て可とする

近時選舉改正に關して選舉公營論の叫ばれるを聞く。之は選舉運動の方法を極端に制限して國家又は公共團體の管理の下に置き、唯書面の配布、一定の揭示場に於ける揭示、一定の場所に於ける演説にのみ止め、之が爲に要する費用は専ら國家又は地方團體の負擔とする。即ち選舉運動を公的のものとし私的選舉運動を禁止せんとするに在る。かくすることによつて、候補者の負擔となる費用は、演説會場への往復車馬賃のみとなり、之が爲選舉費用は激減し、不正競争の行はるゝ餘地なしと期待されて居る。

併し之は過大なる期待をかくるものであつて、不正競争等こんな事位で防止し得るものではない。表面の費用を節約し得る事によつて、裏面の費用をより以上膨張さす虞れなしとせず、又候補者の濫立を豫想し得ると共に、其を防止する方策宜敷きを得ざる時は、獨り國家又は公共團體の支出のみ過大となり、萬事緊縮の世の中到底問題にはならぬ。

慢性胃腸病には

皇漢藥
湧生湯

實に驚異的のキ、メ保証

定價 一週分 貳圓參拾錢
二週分 壹圓五拾錢

發賣元 大東 天和公司
東京 大阪



アサヒ
ビール

秋は秋にふきは
しき近代的の
味を持つ……

清涼飲料
シンボリ

大日本酒造株式會社

痔◎

疾に悩める人よ試みに

正木阪痔の薬

信痔散

を服用せられよ如何なる頑固なる痔疾も

一週分にて根治す

定價一週分(二十一服入)金貳圓

送料十二錢
代金引換二十三錢

大和國柳生

調劑本舖 山水堂製薬部

振替大阪五九八番

昭和六年九月一日印刷
昭和六年九月十日發行

定價 金壹圓參拾錢

著者 吉野武

發行兼印刷者 中家彌行

大阪市浪速區稻荷町二丁目九四五

奈良市南半田中町二・三番地

印刷所 關西印刷株式會社
電話四三九番

版權
所有

大阪市浪速區稻荷町二丁目九四五

發行所

振替大阪一八八一番
電話櫻川六二九番

大阪回宏社

2R-1



